

平成31年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成31年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	新市まちづくり計画の変更について
第5	議案第9号	飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
第6	議案第10号	飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
第7	議案第11号	飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
第8	議案第12号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
第15	議案第19号	飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
第16	議案第20号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	字区域の変更について(古川町信包Ⅱ地区)
第18	議案第22号	字区域の変更について(河合町角川Ⅰ地区)
第19	議案第23号	字区域の変更について(河合町角川Ⅱ地区)

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	字区域の変更について(河合町角川Ⅲ地区)
第21	議案第25号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
第22	議案第26号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
第23	議案第27号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第24	議案第28号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第25	議案第29号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例について
第26	議案第30号	市道路線の廃止について
第27	議案第31号	市道路線の認定について
第28	議案第32号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第29	議案第33号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第30	議案第34号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第31	議案第35号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第32	議案第36号	平成31年度飛騨市一般会計予算
第33	議案第37号	平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第34	議案第38号	平成31年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第35	議案第39号	平成31年度飛騨市介護保険特別会計予算
第36	議案第40号	平成31年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第37	議案第41号	平成31年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第38	議案第42号	平成31年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第39	議案第43号	平成31年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第40	議案第44号	平成31年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第41	議案第45号	平成31年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第42	議案第46号	平成31年度飛騨市情報施設特別会計予算
第43	議案第47号	平成31年度飛騨市給食費特別会計予算
第44	議案第48号	平成31年度飛騨市水道事業会計予算
第45	議案第49号	平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第46		一般質問

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 7 号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 8 号 新市まちづくり計画の変更について
- 日程第 5 議案第 9 号 飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
- 日程第 6 議案第 10 号 飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 11 号 飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 12 号 飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 13 号 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 14 号 飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 15 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 16 号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 17 号 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 18 号 飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 19 号 飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 20 号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 21 号 字区域の変更について（古川町信包Ⅱ地区）
- 日程第 18 議案第 22 号 字区域の変更について（河合町角川Ⅰ地区）
- 日程第 19 議案第 23 号 字区域の変更について（河合町角川Ⅱ地区）
- 日程第 20 議案第 24 号 字区域の変更について（河合町角川Ⅲ地区）
- 日程第 21 議案第 25 号 財産の取得の変更について（繁殖牛舎）
- 日程第 22 議案第 26 号 財産の処分の変更について（繁殖牛舎）
- 日程第 23 議案第 27 号 財産の取得の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）
- 日程第 24 議案第 28 号 財産の処分の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）

- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 5 号）
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度飛騨市一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度飛騨市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 平成 3 1 年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 6 号 平成 3 1 年度飛騨市情報施設特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度飛騨市給食費特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 8 号 平成 3 1 年度飛騨市水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 9 号 平成 3 1 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第 4 6 一般質問

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	雅	行
総務部長	柏	木	藤	司
市民福祉部長	東	佐		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣	利	匡
基盤整備部長	泉	原	孝	則
病院管理室長	青	木	哲	哉
教育委員会事務局長	佐	藤	水	貢
消防長	清		場	一
財政課長	坂	場	順	之
危機管理監	洞	口	廣	民
	坂	田	治	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依
			子	

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長 (高原邦子)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により2番、井端議員、3番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第45 議案第49号 平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第46 一般質問

◎議長 (高原邦子)

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第45、議案第49号、平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの44案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括として議題といたします。44案件の質疑とあわせて、これより日程第46、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に4番、住田清美議員。

[4番 住田清美 登壇]

○4番 (住田清美)

皆様、改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、登壇させていただきます。今回、平成という元号の中では、最後の定例会となります。今回11名がしっかり市政について一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、私は今回大きく2つの質問をさせていただきますが、まずはじめに幼児教育・保育の無償化と子育て施策についてお尋ねしたいと思います。

2015年4月、都市部で深刻化している待機児童の解消と子育て支援の充実を掲げて、子ども・子育て支援新制度が始まりました。しかし、新制度になっても、待機児童の解消は実現されず、保育の質の改善もほとんどなされず、3歳児の保育者に配置基準が改善されたことにとどまっています。そんな中、国は本年10月から消費税増税とセットで

幼児教育・保育の無償化を打ち出してきました。それによりますと、保育園や幼稚園に通う3歳以上のお子さん、未満児で住民税非課税世帯が無償化となります。

言うまでもなく、少子化対策の一環であり、子育て世帯の負担軽減にはなりますが、本年10月という短い期間で制度実施が実現できるのか。また、保護者への説明や財源措置などいささか不安にかられる面もあります。そこで、幼児教育・保育の無償化と子育て施策について次の点をお尋ねします。

1点目、市独自の保育料軽減は継続していただけるのでしょうか。飛騨市の保育料算定にあたっては、現在、国基準の半額程度に設定しており、さらに第2子は半額、第3子は無料となっています。今回の無償化は未満児は対象外となるため、保育料は継続して徴収となります。現在飛騨市が設定しております保育料の軽減は継続し、保護者の負担増にならないよう配慮してくださるのでしょうか。また、無償化は本年10月からとされていますが、徴収額は10月から変更となるのでしょうか。

2点目、無償化に伴う財源内訳についてです。無償化に伴い自治体の財政負担も影響がでてきます。私立施設では国2分の1、県4分の1、市4分の1とされ、公立の施設では全額市が負担することになっています。交付税等の措置はあるというものの、市が負担する影響額は試算されてあるのでしょうか。また負担方法について現在でも国へ要望されていますが、この要望は継続してされていくのでしょうか。

3つ目に主食費と副食費の負担についてです。小学校や中学校では、給食費として実費徴収しておりますが、保育園では主食費月額1,000円を徴収し、副食費は保育料の中に含まれているという考え方で、副食費として別途徴収はしていません。しかし、今回の無償化では給食費を有料化するという方針が示されています。つまり、3歳から5歳児は保育料は無償になるのですが、新たに給食費を負担せよという考え方です。国の試算によりますと、月額4,500円程度の実費負担になるようです。これでは逆に負担増の家庭も出てきて、本当の意味での無償化ではないような気がいたします。市として、この主食費・副食費の取り扱いについてはどのようにお考えでしょうか。

4点目に、平成31年度の入園状況についてお尋ねします。本年4月からの保育園入園については、すべて入園でき、待機児童はいなかったのでしょうか。また特に未満児については年度途中からの入園は対応できる目途があるのでしょうか。また、休園が続いている宮川保育園の再開見込みについてはどのような状態でしょうか。

次に5点目です。子ども・子育て支援計画策定についてお尋ねします。市が進める子育て施策については、子ども・子育て支援計画に沿って進められますが、第1期計画は今年度、平成31年度で終了するため、次の計画を立てる時期であると思います。少子化の影響で子どもの数は少なくなっていますが、1人1人に寄り添う支援が必要となってきます。保護者の声を参考に進められると思いますが、策定までのスケジュール、また市として特に重点的に取り組む項目があればお示しください。

最後に6点目です。保育の質の確保と幼児教育の取り組みについてです。子どもたちに

とって健やかな成長のために保育園は重要な場であると強く認識していますが、昨今、全国的に保育士不足が懸念され、保育の維持が厳しい状況となっています。

しかし、厚労省の集計によりますと、保育士の登録者数約153万人に対し、実際従事されている方は登録者の約3割に過ぎず、保育士不足というよりは保育士確保困難と言われています。その背景には処遇問題もあると思われます。飛騨市の保育士処遇改善策はどのように取り組まれているのでしょうか。また、幼稚園のない飛騨市にとりましては保育園が幼児教育の場となっています。公立・私立を問わず、保育園での幼児教育をどのように位置づけられているのか。

以上、幼児教育・保育の無償化と子育て施策についてお尋ねいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

□市長（都竹淳也）

おはようございます。幼児教育・保育の無償化につきましてのお尋ねがございました。私からは、2点目の無償化に伴う財源内訳の件につきましてご答弁申し上げたいと思います。この無償化に伴う財源内訳の説明ですが、たいへん複雑でございますので、できるだけ簡単に申し上げたいと思います。まず、無償化前の現行制度でありますけれども、保育園運営費全体額のうち、保育料以外の部分の全額を公費負担とするということとされておりまして、私立保育園については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1。公立保育園については、市が10分の10を負担するということでございます。これに対しまして、本年10月からの無償化以後は、保育料の収入がなくなるというわけでありまして、この負担をどうするかということになるわけですが、これも今申し上げた割合に応じて、このままの割合で国・県・市が負担することとなるということでございます。その額を具体的に申し上げますと、平成30年度当初予算ベースで私立・公立あわせて飛騨市は保育料を7,761万円計上しておるわけでございます。ここがベースになるわけですが、このうち3歳以上児にかかる2号認定分の保育料が無償化されるということですので、公費による負担が増える分は、年間5,469万円ということでございます。公費負担が増える部分は5,469万円ということです。この相当分につきましては、来年度につきましては、10月からの半年分であります。国が子ども子育て支援臨時交付金を創設し、特例的に全額を負担すると、こういうことになりました。再来年度以降ですが、これはですね、地方消費税の増嵩分の中でみろ、とこういうことになっておりまして、地方消費税の増嵩分の中で市が拠出をしていくということになるわけでございます。これが無償化に伴う直接の影響額です。ただしですね、飛騨市の場合は、ちょうど来年度、同

じ年度にさくら保育園、増島保育園の民営化というのがございます。私立保育園になりますから国・県の負担が発生するぶん、市の負担分が減るということにもともなっておったわけです。これがいくらかと言いますと、マイナス8,648万円ということでありまして、これが減るということになるわけですね。したがってこれを含めたうえで、さらにまた公定価格の変動、そういったほかの要素もありますから、全て含めて計算しますと、無償化後の保育の市の保育関係の市の負担は、全体で1,935万円減るということになるわけです。さきほどの負担増の部分とマイナスの部分を支えますと1,935万円マイナスになるとこういうことです。さらにですね、飛騨市においては、保育料を独自に減免をいたしております。そして低い額にしております。これを本来徴収すべき保育料としてみてもらえるのかどうかというのがひとつのポイントでありまして、この相当分にも当然無償化になりますと、国・県の負担分が発生してくるわけでありまして、さらに市の支出は減るということになっておりまして、これが約8,400万円減ということになります。ただし、この取り扱いについては、国からまだ明文の通知がきておりませんで、独自減免していた分を徴収すべき保育料としてみるのかどうかということについては、まだはっきりしておりませんので、平成31年度予算においては、その相当分は計上していないというのがいまの現状です。ただもしこの独自減免分も徴収すべき保育料として認めていただけるということになれば、結果的に市の保育関係費の負担は全体で1億335万円減るということになります。ただし、これがではその1億335万円、まるっと市の財源が増えたのかというところではありませんが、このうちの一定部分は普通交付税も下がりますので、全額が真水の負担軽減になるというわけではない。ただこれがまだわからないものですからいま現在正確なですね、最終的なその市の財源負担の変動というのは見通せない状況にあるとこういうこととございます。

ですので、お答えとしては、さきほど言いました公費による負担、5,469万円の増というのが直接の影響だというふうに御理解をいただければと思います。この無償化後の負担割合でありますけれども、政府と全国市長会をはじめとする地方三団体で行いました教育の無償化に関する国と地方の協議という場で最終的に合意がされたものでありますので、私もこれは結果として「了」とすべきものであるというふうに考えております。ただこうした民営化の要素がなければですね、市の負担というのはまた違った数字になったということでありまして、それとひとつ問題なのは、国ではこの負担増につきましては、さきほど申し上げましたような消費税率の引き上げに伴う増収分を充てることで賄えるという見解なんではあります。本来消費税率の引き上げというのは、医療・介護等の社会保障の充実に充てるということであったはずでありまして、ここが大きな問題だというふうに地方としてはとらえているわけでありまして。しかも今回の保育無償化については、一昨年の総選挙の際に突如、与党の公約として浮上いたしまして、新しい経済政策パッケージにおいて現場を担う地方と何らの協議も行わず、幼児教育・保育の無償化を決定し、当初は事業実施経費の3分の2を地方に求めるという一方的な政策であったわけ

であります。しかもこれは全国市長会、地方団体からは、一度もこうした無償化の要望はしたことはなかったわけでありまして、こういったことがあったものですから全国市長会は、全国市長会をあげて、必要な財源については国の責任で全額国費でやるべきであるという強い姿勢での運動を展開したわけでありまして。私自身も昨年秋、県選出の国会議員のところを回らせていただきまして、この件につきまして強い要望を行ったところでございます。そうした協議の結果、地方負担分を減らして、国の負担分を2分の1とするということで合意したわけでありまして、結果としてこれを「了」とするということでもありますけれども、今後もこうした一方的な地方への付け回しというのは、やっぱり許されるべきことではないというふうに思っております。従いまして、今回の件につきましては、今後国と地方の協議がさきほど申しました協議の場で開始されておりますので、この協議内容を注視しながら必要に応じて、市の意見を述べていきたいと思っておりますし、同様のことが起こらないようにですね、政府の動きには十分注意を払っていききたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

おはようございます。まず、1点目の市独自の保育料軽減は継続するののかについてお答えします。保育料の市独自減免については、国の無償化対象外である市民税課税世帯の未満児保育料に対し、現行どおり第2子は半額、第3子は無料の制度を継続して実施します。

また、保育料の徴収額については、ことし10月から無償化の対象となる児童の保護者に対し、保育料が無償となる旨を事前に通知させていただきます。

次に3点目の主食費・副食費の負担についてお答えします。現在、飛騨市では、主食費は実費分として月額1,000円徴収しており、また、副食費は、通常の保育料に含まれているので、徴収していません。

国では、副食費を保育料から分離し、主食費月額3,000円、副食費月額4,500円の徴収を基準として示しています。

国の示す基準額である主食費3,000円と副食費4,500円の合計7,500円を徴収することとした場合、負担増となる世帯、負担増とならないまでも、これまでの保育料とほぼ同額といった世帯が発生します。

無償化によるメリットを感じることができない世帯が発生することは望ましくないと考え、市としては、実負担が軽減される方向で検討をいたします。

次に4点目の平成31年度の入園状況についてお答えします。平成31年度の入園希望者については、昨年11月に入園申込書を提出していただき、入園調整を行い、希望さ

れた全ての保護者に対し、平成31年2月に入園の内定通知書を送付しました。園児数は、3歳以上児が491人、未満児が190人、合計681人となっています。

議員ご質問の未満児の途中入所に関しては、各園の定員に余裕がある状況ではないため、希望される状況により引き続き保育士の確保や保育室の準備などを行い、受け入れできるように対応していきます。

宮川保育園については、昨年11月の入園申込の結果、希望者が1名であったため、休園を継続させていただきます。なお、これまで申し上げておりますとおり、希望者が3名以上ある場合は、再開できるように施設の維持管理は継続して行っています。

5点目の子ども・子育て支援事業計画策定についてお答えします。第2期子ども・子育て支援事業計画については、来年度に平成32年度から平成36年度までの5年間の計画として策定します。

子ども・子育て会議において、これまでの第1期計画の進捗を検証し、1月に行った子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果をもとに、市民の求める子育て支援政策を検討し、計画を策定する予定です。

第2期計画で重点的に取り組むべきものとして、国では、放課後児童クラブの待機児童解消対策の拡充を掲げていますが、市の現状では放課後児童クラブの待機児童はいないことから、近年、目に見えて増加している未満児保育やアンケート調査の結果で明らかになった課題について取り組んでいきたいと考えております。

最後に6点目の保育の質の確保と幼児教育の取り組みについてお答えします。国の保育士の処遇改善の対象外である公立保育園については、平成30年度に、市直営の専門業務職員保育士の賃金改善を実施し、指定管理保育園である増島保育園とさくら保育園については、平成31年4月の完全民営化に先立って、処遇改善等の加算Ⅰの5パーセントの処遇改善相当額を指定管理料に上乗せして対応をしています。

また、「保育所保育指針」が平成30年度に10年ぶりに改正され、近年増加している未満児保育にかかる内容充実に加え、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の幼児教育の積極的な位置づけが示されました。

この指針の中には、幼稚園やこども園、保育園と通う施設が違っていても、同じ地域の子どもの発達に対し「小学校に就学するときの資質や能力」や「幼児期の終わりの姿」について、共有すべき事項が示されています。

保育園では、これらの共有事項を意識した「集団的な遊び」や「協同的な活動」を通して、子どもが仲間の中のひとりという自覚を持ち、主体的に学ぶことができるように、各園で計画を立てて保育を行っています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

ご丁寧な答弁をいただいたところでございますが、最初に市長から財源内訳についてご丁寧な説明を受けたんですが、その中で、その今年度の保育料の現状の中から保育料7、

700万円のうち3歳以上の子たちが無償化になると五千数百万円の公費負担になる。しかし、今さくら保育園・増島保育園を民営化したことによって、その8,400万円ほどが私立になることで、市としては負担増になるということで、その相殺というようなことの説明をいただいたんですが、本来私立、民営化することによって、国の補助、県の補助が入ってくることによって、それは新たな子育て支援策ができるのではないかというような説明の中で民営化を進めてきたこともあったと思うんです。今回、無償化になってそこで保育の通常経費の中でそういうことがプラスマイナスで薄まってしまうのでは、新たなその保育施策、新たな子育て支援策にその財源を使えることができるのか、そのへんをちょっと懸念するのですが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

さくら保育園・増島保育園の民営化といいますか、私立保育園にするというのは、かねてから申し上げておりますが、保育園側のご希望もあったり、そうした中で決めてきている話でありまして、必ずしも国・県の負担が増えて、市の財源が増えるからということで決めてきたものでは決していない。さきほどもちょっと申し上げましたが、普通交付税がですね、その分減りますので、全部いままで市の負担でありましたから普通交付税が入ってきたんですが、国・県の負担になる分普通交付税も減りますから、行って来いと言いますかですね、いうところがあってそんなに自由になる財源が増えるというふうには見込んでいないということでございます。

○4番（住田清美）

今後も継続的に国と地方公共団体の協議内容に注視しながらということですので、国の方針もあると思いますが、またできるだけ要望できるところについては、やはり国の責任というようなところもしっかりと注視していただきたいと思います。

それから主食費・副食費につきましては、現行1,000円の月額徴収料でいま国が示しているような3,000円、4,000円というような給食費実費負担にならないように配慮するという事なんですけど、これはできるだけ現在の主食費1,000円に近い額で検討していただけるということでしょうか。それともまだ大枠の中で検討の金額については発表できるような状態ではないということでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

まだ具体的な金額を申し上げられるほど検討を進めておりませんので、現状に沿うようなかたちで考えたいということをご理解いただければと思います。

○4番（住田清美）

ぜひ私も質問の中で述べましたけれど、せっかく保育料が無償になってもこちらのほ

うで負担増になっては本当に何の無償化なのか、何の子育て支援なのかということになりますので、市の負担のほうはその分増えてくるかもしれませんが、できるだけ負担増にならないようなご配慮をお願いしたいと思います。

それから今年度の4月からの入園者数については、やっぱり未満児さんが相変わらず多いのかなという印象を受けまして、いまは待機児童はないということなんですが、年度当初の入園はなかなか定員の関係、保育士さんの関係で難しい。毎年同じようなことが、状況が続いておりますが、これは定員枠、いまのところ定員いっぱい入園申し込みでこれ以上増やすことはできない状況なのですよね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

未満児の受け入れにつきましては、増島保育園とさくら保育園については、定員いっぱい受け入れていただいております。それで、あと受け入れられる可能性としては、宮城保育園にもうひと部屋、使えるかもしれない部屋があるということで、そちらを使って受け入れをしていくようなことになろうかと思っております。

○4番（住田清美）

ありがとうございます。特に未満児というのは本当に突発的な状況が出てくると思うんです。働かざるをえない状態になった。例えば、シングルマザーになったとかそれから介護の問題が出てきた、職場復帰が早まった、いろんなことで未満児は年度途中で入園をしてほしい要望がたくさんあると思うんです。ですからお部屋があるのならもしまた年度途中でたくさんの要望があるのでしたらそちらの開放にむけて検討をしていただきたいと思いますし、それからそれに伴って保育士さんの数もやっぱりいまはぎりぎりの状態でいま受け入れをされていると思うんです。それで、前ですか、看護師さんとかはよく登録制度でその中でいろいろ考えていただくということなんですが、保育士についても登録制度のようなことについては、現状も行われていてそれはしっかりと稼働されているのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

保育士の資格のお持ちの方を確認しておりまして、それらの方にお声掛けをさせていただいております。ただなかなか勤めていただけるという方が少ないので苦慮しているという状況です。

○4番（住田清美）

それから支援計画はいまたぶん保護者の方にアンケート調査をされて、それに基づいて子育て支援計画、今後5年間の施策がつくられると思うんですけど、その中で私、今重点施策の中で、未満児保育ですとか放課後児童クラブの待機児童の解消というようなこ

ともありましたけれど、私ひとつ高山市のほうで夜間保育ですね、トワイライト夜間保育をいま実施されているのですが、トワイライト夜間保育についてのその要望というものは現在のところは市のほうとしては切実な要望とかは受けてみえないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

夜間保育の要望というのは、具体的には伺ったことはないです。ただいまのアンケートの中でそのような回答があったかどうかというのはまだ確認はしておりませんが、ニーズとしては今のところはないという認識です。ただこれだけ生活の多様化が進んでいきますといろんなニーズが発生すると思いますので、アンテナは張っていききたいというふうに思っております。

○4番（住田清美）

それでは、保育園につきましては本年度当面待機児童もない状態でスタートしていただくということでたいへんほっとしてしているところでございます。この幼児教育・保育の無償化をひとつの契機といたしまして子育て支援にまた新たな光が差し込んできたのかと思います。市としては、財源の中でたいへんなこともあろうかと思いますが、未来の飛騨市を担う子どもたちの先行投資だと思ってぜひとも保護者負担増にならないよう飛騨市の保育料軽減については継続して実施していただくことをお願いして次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問でございますけれど、ロケツーリズムの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

先月9日に開催されました飛騨市合併15周年式典にて記念講演をされました田渕久美子さんは、NHK連続テレビ小説「さくら」の脚本家で、ドラマづくりの裏話やこの地を選ばれたいきさつ、出演者の近況報告などを語られました。同時に観光大使への委嘱を受けられ、今後も飛騨市のために意欲的に取り組むと心強いエールをいただきました。ドラマが放映された頃、瀬戸川沿いは連日大勢の観光客が訪れたものでした。そして、時を経て一昨年はアニメ「君の名は。」に飛騨市の風景が描かれ話題となり、聖地巡礼というキーワードで多くの方が足を運んでくださっています。このように映画やドラマに出場する場所を見てみたいという思いは多くの方が持つものでございます。

その地にある歴史や観光資源を見るのとは違って、映画やドラマ、アニメなどのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々の「おもてなし」に触れ、その地域のファンになる、地域活性化の一つとして注目を浴びているのがロケツーリズムです。

飛騨市も「君の名は。」をきっかけとしてロケツーリズムセミナーの開催や協議会へ参画するなど、官民一体となった取り組みを進めています。そこで、いままでの取り組みと今後の展望についてお尋ねします。

1点目にアニメ「君の名は。」がもたらしたものは、ロケツーリズムのきっかけはアニ

メ「君の名は。」ではなかったかと思えます。「映画に飛騨市の風景が出ているらしい」との情報からいち早く情報収集し、制作会社へのアプローチや、市民への周知など、手探りの中からのスタートだったと思えます。その成果として、「ロケツーリズム支持率部門」での大賞や、ロケ地を活かした地域活性化に成果をあげている地域などを表彰する「第1回ロケツーリズムアワード」最優秀賞に選ばれるなど数々の注目を浴びています。これらの成果につなげるため、今までロケツーリズムにどのように取り組んでこられたのでしょうか。

2点目には、ロケツーリズムの推進についてです。ロケツーリズムを進めるためにはロケ地に選ばれることが第1です。数ある自治体の中から飛騨市をロケ地に誘致するためには人的つながりとともに、受け入れ態勢も必要不可欠です。新年度にはロケーション誘致促進補助金が新たに創設され、ロケのための活動費用の一部が補助されます。またロケハンツアーやセミナーの実施も継続されるとのこと。ロケツーリズムを推進するために、行政は何をすべきなのか、また私たち市民はどのような関わり方をもっていけばよいのかお尋ねいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

□市長（都竹淳也）

ロケツーリズムにつきましてのお尋ねでございます。このロケツーリズムでありますけれども、まず1点目のお尋ねであります。観光庁がテーマ別観光というのを推進しておりまして、その中でもこのロケツーリズムは非常に力を入れている事業であるということでございます。定義につきましてはさきほど議員のほうから御説明していただきましたけれども、ほかにもいくつかポイントがあるのではないかなと思っているところでございます。

1つ目は、地域の魅力を効果的に発信するための有効な手段である。パブリシティだということでもあります。有料広告で地域情報を発信していきまると非常にお金がかかりまして、費用対効果の面でも決して効果的ではないというふうに思っておりますが、ドラマや映画のロケなどで取り上げていただきますと、費用をかけずに、グルメや歴史、文化など数多くの魅力を発信できると、これがひとつのポイントではないかなと思えます。

それから2つ目はですね、実際にロケを現地ですべていただきます際に、宿泊とか食事など市内での消費が生まれるということございまして、直接経済効果というようなことございまして、これがあるということです。現在、映像の制作会社というのは非常に首都圏に集中しておりまして、当然ここに飛騨市でのロケをするということになりますと、宿泊を伴うということですし、ロケをやりますとロケ弁といいまして弁当とかですね、そうした消費も生まれるわけでもあります。ですので、ロケツーリズムはこうした点を含んだものというかたちでご理解いただければなと思っているところでございます。

それでお尋ねのこの「君の名は。」に至る飛騨市の取り組みでありますけれども、この最初は「君の名は。」の舞台を巡るためにおいでになる「聖地巡礼者」への対応というかたちでスタートしたわけです。ただ、ロケツーリズムの一般の流れと異なっておりましたのは、アニメの特性上、ロケの実施というのは、ここでなかったわけでありまして、公開直前に情報を把握したということからスタートしたというのが大きな違いであります。公開までの1カ月の間にポスターとかチラシ制作をしてPRをするということだけでなく、SNSを活用して情報発信に重点的に取り組んだということもございますし、これによって公開された時点にはすでに、飛騨市がモデル地であるということが広く知られる結果となっていたということが大きかったと思っております。

それから公開後ですね、地元上映会やパネル展を実施したということがございましたし、これが無料のパブリシティの獲得に繋がったというようなこともございますし、また、飛騨古川駅跨線橋の柵を写真が撮りやすいようにちょっと広げるということを行いましたし、列車が到着する時間を表示いたしまして、映画と同じ写真が撮れるように時間を案内するということもやったわけございまして、これがさりげないおもてなしということで高い評価を受けたということもございます。

そのほかに、舞台となった場所での記念ノートを設置ということがございましたし、土産物店とかで聖地巡礼者向けの割引をしたと。そしてまた組みひもなどの体験、こうしたことも取り組みを始めたというのも、市民のホスピタリティーの高さとして、こうしたアワードの中で高い評価を受けたわけでございます。これがロケツーリズムアワードの最優秀賞の受賞理由となったということもございます。

それでいまいどうなのかと言う話なんです、公開後、二年半を経ているわけですが、聖地巡礼者は継続しておいでいただいております、公開直後ほどの数ではありませんけれども、昨年春以降、人が急増する夏休みですとか人が減る冬季を除きますと大体、2,500~3,000人、月にですね、前後と安定的に推移しております、累計では推計15万人を超えているということもございます。この2月も外国人を含めまして3,100人余のお客様においでいただいているというデータをとっております、こうしたことプラス、メディアでの直接的なパブリシティを広告換算しますと2億円を超えてくるということで、飛騨市の認知度向上に寄与したのではないかなと思っております。

なによりもさらにこの収穫として大きかったのは、こうしたご評価をいただきまして、賞を受賞したわけですが、それをきっかけに観光庁の方、あるいは観光庁のロケツーリズム協議会と深いつながりができたというのが大きな収穫でございました。そうした中で、飛騨市としてロケの受け入れから作品活用までしっかり取り組むべきというふうに考えまして、担当だけではなくて、私自身も何度も上京いたしましてセミナーに参加して学んできたところでございます。

今これを踏まえて、観光事業者や市民向けのセミナーの開催、ロケ誘致に繋げるためのロケ地マップの製作、映画等の制作者をお招きするロケ地ツアーなどの開催などに取り

組んでいるということでございます。

そうした流れでロケツーリズムを今後どう推進していくのかというお話が2点目のご質問でございますけれども、これも議員に今ご質問いただきましたとおり、ロケ地に選ばれるためにはですね、やはり受け入れ態勢を整備していくというのが非常に大事だということをご認識しております。先日、1月でございますが、私自身、ロケツーリズムの先進地であります千葉県のいすみ市を訪問させていただきました。ロケ地ツアーに参加して体験をさせていただきました。いすみ市は数年前から本格的なロケ受け入れを始めまして、首都圏にあるということをしりながらも余りあるロケの誘致に成功しておられる自治体であります。

現場を拝見する中でたいへん印象的だったのは、官民一体での受け入れ態勢ができ上がっているということでございます。ロケ地の案内は市民の方が対応されているんですが、市議会議員の方も中心になっておられましたし、また主婦の方も大勢おいでになりました。グルメ開発につきましては商工会などの方が中心になって本当に官民一体という態勢が取られていたのがたいへん印象的でございます。

撮影もちょうど現場で行われていたのですが、やはりそうした方が一緒に活動されておられまして、これぞ官民一体の受け入れ態勢だなということを感じた次第でございます。

ロケは最初、問い合わせがあつて受付からはじめまして、撮影に入りますと宿泊とか食事はもちろん、エキストラの協力といったことも必要になってくるわけでありまして、当然、行政だけではこのロケ誘致は成功しないというようなことであります。ですからやはり、官民一体というのが大事だということだと思っております。

飛騨市では、現在、「飛騨市ロケおもてなし隊」というのをつくりまして、市民の皆様と一体になった受け入れ態勢の準備ということを進めておりますけれども、今後もより多くの市民の皆様にご参加いただけるように働きかけていきたいと思っております。

また、その際にもうひとつ大事なことは、映画とかドラマだけでなく、これ旅番組なども全てなんです。映像作品には権利があるということをやっぱりちゃんと勉強していただくことが大事だと思っております。ですので、使用するためにはきちんと手続きを踏む、これを「権利処理」といいますが、これを市民の皆様にご理解していただかないといけないということです。

実際に、「君の名は。」の際はですね、すべて手探りでそうした知識はございませんでしたので、市民の皆様とか企業の方々が良かれと思って取り組んだことが著作権侵害にあたるということで指摘をされましてたいへんな思いをしたということがございました。ですからこうしたことを学ぶ重要性というのをやはり痛感しております。

また、市民の皆様には、当然、エキストラの協力、ロケ地の提供をお願いするわけですが、そうした際に、例えば俳優さんをみだりに撮影しないとか、あるいは撮った写真をSNSに勝手にアップしないということも、これも権利を踏まえたマナーでありまして、そ

れをしっかりとできるというところでない、やはり制作者に信頼していただけない、ロケ地の誘致ができないということになってくると思っております。

加えてやはり商談をするということも大事でありまして、いま制作者の方々が参加されている全国ロケツーリズム協議会に参加しておるわけですが、直接商談の場に出かけてですね、飛騨市がロケ地としてどう魅力的かを売り込んでいくということも大事でございます、これも私自身昨年参加をして直接お話をさせていただいているところでございます。

そうしたことをしっかりと態勢を整えてやっていくということを今後やっていきたいと思っているわけでありまして、ここでなおということでございますけれども、平成29年3月にですね、「ぎふアニメ聖地連合」という県内の市町村の組織を結成をいたしました。私が会長をさせていただいております。今それをですね、「ぎふロケツーリズム協議会」に格上げ再編をしようということを計画しております、これは県内市町村が広く加わって、映画、ドラマ、アニメ等を活用したロケツーリズムの取り組みを進められるような組織をつくるということでございます、私から提案をさせていただいております。すでに、ぎふアニメ聖地連合の中核メンバーである柴橋岐阜市長、小川大垣市長には直接説明を行いまして、また県とも協議をすでにしておるところでございます。4月に県の市長会がことしは飛騨市で開催予定ですので、その際に具体的な提案をさせていただきまして、飛騨市が中心になって、県内の市町村及び岐阜県と連携をいたしまして、岐阜県全体のロケツーリズム推進にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（住田清美）

このロケツーリズムの取り組みについては、特に市長が主導的に先導をきってやっていただいているかなという認識でございます。おっしゃったようにその地域の魅力を発信するために今ツーリズムの上につける言葉がいっぱいあります。「エコツーリズム」ですとかそれから「酒蔵ツーリズム」、それから「フードツーリズム」、その中の「アニメツーリズム」もありますし、そういった中でそのロケツーリズムという効果的なプロモーションの発信ができるロケツーリズムであると思います。

そしてあの「君の名は。」が配信されましたことによって、その宣伝広告費、いろんなメディアに取り上げてくださったのが億単位に試算できるということも素晴らしいことだと思っております。そして官民一体となって進めるところにこの意義があり、またたいへんさもあると思われるというところなんです、ひとつもともと観光協会の中にフィルムコミッショナーという部門がございまして、いままでそのいまのロケの対応ですとか、エキストラさんを集めるとか対応をするのをその窓口になってやっていただいた経緯があるんですが、そのいまの観光協会のフィルムコミッショナーの部門といま民間なり行政で進めているそのロケおもてなし隊という組織についてのそのすみ分け、また観光協会の部分についてはどのように立ち位置をとられるのか、お願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

フィルムコミッションの流れはそのままロケツーリズムのこのおもてなし隊に入っているというふうにご理解いただければと思いますし、観光協会も一体となって取り組んでおります。フィルムコミッションは結構長い歴史を持つんですが、フィルムコミッションとこのロケツーリズムの一番の違いはですね、作品が公開された後の活用をあらかじめ想定して受け入れをするかどうかというところが一番大きなところでありまして、従来フィルムコミッションはその部分が欠けていまして、ロケがきて公開されてしまうとあと何も手が打てないということが大きな違いです。ですので最初から例えばこの写真は使わせていただけるかどうかというのをロケを受ける段階でもうチェックをしていって、交渉してからロケをスタートさせるというのが一番大きな違いであります。ですので、そこに先ほど言った権利処理の考え方が入り、またそこを踏まえたうえでのロケ誘致活動をしていくということが非常に大きく違うというふうに考えておりまして、ですので、フィルムコミッションの流れをくみ、それを発展させながらさらに強化をしたものがロケツーリズムの取り組みであるとそうにご理解いただければと思います。

○4番（住田清美）

ありがとうございます。フィルムコミッションの部分もいまのおもてなし隊の中で観光協会も商工会もまた一般の皆さんも一緒になって進めるというご説明だったかと思えます。それで、今権利処理のご説明をいただいているのですが、やっぱり私たちは、俳優さんとかがくると思わず撮ってみたい。それをやっぱり誰かに見せたい。それから特にご商売をされている方なんか、ロケなり映画とかがくれば、また「さくら」のようなテレビ小説がくれば、「さくらまんじゅう」、「さくらせんべい」のひとつも作ってみたいというような思いにかられるのですが、なかなかそのへんが著作権の問題があって難しいということなんですが、その権利処理のものについて、いまセミナーのほうではいろいろ勉強会などもされているんですけど、何かマニュアル化したものを市のほうで準備をさせていただくようなことは進んでいるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

マニュアル、市独自のといいますか、全国のロケツーリズム協議会のご指導もいただきながらそうした勉強を積み重ねていくことということだろうというふうに思いますけれども、基本を押さえればさほど難しいことではありませんですね、基本的には何かやるときにきちんと制作会社に確認をとるということがまずベースになるというふうに思います。

当然グレーな部分もありますし、明らかにアウトというものもありますし、逆にセーフ

の部分もちろんあるわけでありまして微妙なところは、その都度相談をしながらいくというのが基本ですので、基本をまず押さえた勉強をしつつ、あと個別の事案については、個々に制作者と相談をします。制作者によっても考え方が違いますので、認めてくれる制作者と認めてくれない制作者もいますので、そこはそうしたことを理解して取り組んでいくのが権利処理のあり方かなというふうに思います。

○4番（住田清美）

私たち市民もやっぱりそういうことを一生懸命勉強しながら、またいろんなロケを誘致するためには人的つながりというのも大事かと思しますので、いろんな立場の皆さんがいろんなところでやっぱり飛騨市をアピールしてくれるようなつながりにして下さるといいなと思っています。先日もテレビを見ておりましたら、山之村の寒干し大根がお料理番組に取り上げてあって、「麻婆寒干し大根」、「麻婆茄子」の代わりに大根を使う。それから肉団子の中に寒干し大根を入れ込んで食べるというようなユニークな番組がありましたので、ああいうことによってもまた飛騨市の中の山之村の寒干し大根が一つのクローズアップをされて、また広がりになっていくのではないかと思います。そういう意味でいま今度3月、今月からですけど、「さくら」の回顧展が始まります。田淵さんのお話にもいろいろあったんですけど、この「さくら」の回顧展をなぜいまこの17年経ったいまに開催されるのか、そのへんの意図について、もしありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何でいまごろと思われる方もきっとあると思うんです。一番大きかったのは、もともと15年のときにやりたいと思っていたのですが、きりでしたので。うまく交渉がつかずにここまで来たというのがあるのですが、一番は素材をいろんな、今後残していく素材を市で確保するということが大きなテーマでした。今後たとえば「さくら」があったということのを何かに使おうとした場合にいろんなパネルとか素材を手元に持っておかないといけないんですが、そこで出てくるのがさきほどの権利処理でありまして、権利処理を勉強したあとになりますと、これはやはり勝手にどこかの映像をコピーして使ったりということは絶対だめだということなんです。さくら」の回顧展を行うことによりまして、そうした素材をNHKのほうでつくっていただいて、それを市が保有することができる。今後使うときには、権利料を払って使うという流れができる。いままで全く残っていなかった「さくら」の関連の素材を手元に残すことができるというのは一番大きな点であります。それからもうひとつは、今申し上げましたが、人的なつながりでありまして、やはり「さくら」の制作者の方々というのは、田淵先生もそうなんです、たいへん強い思いを作品の中に持っていらっしゃいます。いまでも制作者の方、俳優さんの方々は、しょっちゅう集まっておられたりという話も伺っているのですが、そことのコネクションがつく

ることで次の新しい別の作品、そうしたことの誘致にもつなげていけるのではないかと  
いうことも大きな趣旨でございました。加えて、やはり市民の皆さんにこのこうしたすば  
らしい作品が過去にあったということ、もうすでにいまの子どもさんたちは知らないわ  
けでありますので、そうしたことをこの合併15周年というような期にですね、ひとつ思  
い起していただくということも含めて今回の時期に企画したということでもございまし  
て、たしかにいま突然何ということはあるかと思うのですが、そうした後々の戦略、思い  
も含めて今回開催することにしたということでもございます。

○4番（住田清美）

また「さくら」の展示のその反響を見ながら、今後またそれを常設にしていくのかとい  
うようなことにもつなげていくかもしれませんので、またぜひ期待するところでありま  
す。何にいたしましても、やっぱり飛騨市がいま元気をつけるためにも、そのロケツーリ  
ズムはひとつの手法かと思えますので、いろんな面からも今後飛騨市の元気印、旗印とし  
て推進していきたい。それにはやっぱり市民もいろんなところで勉強をしながら誘致に  
つなげるような活動に携われたらなというところを思ったところでもございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で4番、住田清美議員の一般質問を終わります。

次に11番、野村議員。

なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

改めましておはようございます。早速事前通告に従いまして質問を進めてまいりま  
す。

さて、国はですね、来年度の地方創生は、「ひと」、「しごと」に焦点を当てた「わく  
わく地方生活実現政策」を発表しておられます。

昨年11月に有志議員4名でですね、外国人材の受け入れの件でベトナムを訪問しま  
した。そのときですね、ハノイのホテルで、偶然ですけれども古田岐阜県知事にお会いし  
て以来、「知事の1日」を新聞で注視していると、1月だけで地方創生の協議が5回と  
豚コレラ対策協議を上回る回数で、来年度以降も地方創生に対する県の力の入れようが  
読み取れました。

早速2月20日、岐阜県庁を訪問し、今後10年間を見据え、5カ年の政策の方向性を  
示した「清流の国ぎふ創生総合戦略」をヒアリングしてまいりました。県でも人口減少や  
少子高齢化が進む中、人づくり、地域づくり、活力と魅力づくりを政策の3本柱に総合戦  
略を策定されておりました。来年度は、第1期総合戦略の最終年であり、地方創生の実現  
にとって極めて重要な1年となり、飛騨市もこれまでの地方創生の取り組みの成果や課

題をいま一度調査、分析されて、第1期の総仕上げに取り組まれていることでしょうか。

市は平成27年、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を700万円で外部コンサル有  
限責任監査法人トーマツさんに委託し、4年が経過しております。その間、飛騨市の人口  
は毎年、毎年400人以上が減り続け、商工会からの廃業等による脱会者は、4年間で5  
0の会員です。このままですと10年後の市の人口は2万人を割り、さらにいまから25  
年後には1万3,585人となり、さらに深刻なのは2人に1人が65歳以上の高齢者とな  
り、市は名ばかりで町制となっていることでしょうか。この4年間、明るい話題といえば、  
古川祭のユネスコ登録やアニメ映画「君の名は。」の大ヒットで観光客の一時的なアップ。  
このことは、先人と新海誠監督の力のおかげでした。

一方、行政では残念ながら大金を投じたまちづくり協議会はほとんど成果なく解散し、  
また職員による児童買春と公用車での交通事故の多発。さらに議会では、役所出身の議員  
2名が任期途中で辞職するなど市民の生活がなかなかよくなる中、飛騨市のガバナ  
ンスとコンプライアンスはどうなっているのか、多くの市民から疑問視されています。

さて、都竹市政は3年が経過しましたが、残念ながら経済政策面ではその成果は実って  
おりません。そこで、私は今回地方創生の「ひと・しごと」に焦点をあて、この地域の活  
性化に直結する飛騨市の産業振興と雇用創出についてと2点目に多くの市民から疑惑の  
目が注がれ、市民団体からは市長や議員に直接意見書が届く等、大きな問題となってきて  
おります、指定管理施設と議員の兼職、兼業について、大きく2点を質問いたします。

それでは、1点目のですね、飛騨市の産業振興と雇用創出についてでございます。

市長は観光を一丁目一番地にして、外から人と金を取り込む経済政策を柱に元気な飛  
騨市づくりを推進すると断言されております。しかし昨年11月の市民と議員の意見交  
換会では、その出席者の中から古川の駅前通りにはかつての週末のにぎわいもなくなり、  
新しい産業を興す政策の議論をしないとますます衰退してしまう。また、観光面ではここ  
5年の宿泊者数は全然増えておらず、逆に高山市では宿泊客はどんどん増え続け、年間4  
0万人を超えていると。飛騨市はもっとですね、観光客を呼び込む政策や計画を示してほ  
しいと真剣な声が出ていました。

そこで次の8点について質問いたします。まず1点目、観光・農業・商業の分野での取  
り込んだ人と金は具体的にいくらですか。

昨年3月議会で市長はこの2年間、観光・農業・商業での元気な飛騨市づくりは強化し  
た。これから積極的に外から人と金を取り込んでいくと発言されました。この1年、外か  
ら取り込まれた人の数と金額を3分野別に来年度の目標数字とあわせて教えてください。

2点目、平成30年度の観光客入込者数と宿泊客数と本年の目標数字と対策について  
です。もうすでに発表は出ているのではないかと思いますけれども、高山市の新年度予算  
では、引き続き観光分野に力を注いでおり、人を呼び込むとともに物を売りこむ作戦で、  
観光客500万人の目標達成を掲げておられますけれども、私は可能であると感じてお  
ります。そこで飛騨市の観光客入込者数の目標数字と達成するための具体策を示してく

ださい。

3点目に、飛騨市は攻めの観光戦略と150万人誘客構想が必要ではないでしょうか。白川村では一昨年の観光客は22年前に世界遺産登録されたときの2.6倍に伸び、176万人となっております。住民参加の冬のライトアップや北陸・高山市との積極的な広域観光連携とPR戦略が実った結果だと私は思っております。

飛騨市は3年前から古川祭のユネスコ登録や、「君の名は。」のヒット等明るい材料があったにもかかわらず、ここ5年間の観光客は年平均100万人でまた宿泊客も年間10万人前後で推移しております。この低迷から脱皮するには、まず目標を持つことですね。150万人誘客構想を持ち、早期に達成のため攻めの観光戦略が必要です。そこで市のお考えをお聞きします。

4点目、飛騨古川まつり会館の新映像に4,500万円の大金が投入されました。その費用対効果は出ているのでしょうか。飛騨古川まつり会館の入館者は、平成4年夏オープン後古川町時代の12年間は、年間ですね、平均83,800人。また合併した平成16年からの14年間の飛騨市のときはですね、平均37,600人で推移しております。しかし、平成30年度からはですね、4,500万円の大金で3Dからこれはちょっと珍しいことなんですけれども、全国的に珍しい都竹市長ら政治家の方がたびたび登場する祭りの映像4Kに変えて、さらに入館料を800円から300円値引きをしまして、500円に再スタートしたんですが残念ながら前年に比べ、恐らく約5,000人のマイナスとなるでしょう。また入館料は、年間1億円以上あった平成14年の10分の1の1,000万円弱と過去最低と予測されます。飛騨古川まつり会館はですね、市内では数少ない毎日でも人と金を取り込める施設です。市民から大金を投資したのだから、当然その経済波及効果は今後問われてくるでしょう。その費用対効果を具体的に説明してください。

5点目、なぜ飛騨古川まつり会館だけが指定管理期間が1年なのでしょう。飛騨市の指定管理施設の契約期間は5年が基本なのに、なぜ飛騨古川まつり会館だけが1年なのでしょう。説明してください。

6点目から角度を変えまして、JAひだ森茂閉鎖をしたわけですが、2月でね。山之村地区へのですね、市としてのサポート体制はできているのでしょうかということですが、山之村地区にはご存じのように、現在64世帯の136人の方々が暮らしておられます。2月でJAひだ森茂営業所が完全閉鎖となり、住民生活への影響が私は心配です。今後、市として地域住民にどのようなサポートを考えているのでしょうか。

7点目、Aコープ古川店閉鎖後、新たな運営形態、いまいろいろ議論されていると思いますが、地域住民への影響等についてお聞かせください。

このところ、古川町内ではですね、店舗の閉鎖が相次いでおります。買い物難民が心配されます。Aコープ古川店のあと集客力のある運営形態を早期に決めていかないと周辺の飲食店や店舗にも影響が出てきます。市としてのその展望をお示してください。

最後に8点目ですが、私は企業誘致はですね、まず薬品分野にしぼり、活動する

ときだと思えます。現在ですね、日本国内ではですね、製造業の国内回帰が一段と進んできているんですね。これなぜかと言いますと流通が変わってきているわけですよ。流通が変わってきたことによってですね、例えば資生堂さんは、400億円を今後投じて九州に新工場の建設。そしてライオン株式会社さんでもですね、香川県で52年ぶり、ユニ・チャーム株式会社さんや日清食品株式会社さんも二十数年ぶりにですね、地方に新工場建設と国内の増産投資の動きが相次いできております。最近、瑞浪市でもですね、じつはですね、この3月に閉校する中学校の跡地を公募型プロポーザル方式でですね、愛知県豊田市の企業に売却が内定していたんですね。これなぜ内定したかと言いますと、2年ほど前に市長のトップセールスでアイシンAWさんがある地区に進出が決まりました、瑞浪市。そこからですね、いろんな情報を得ましてですね、それで、そこのお手元の資料にありますように学校用地の活用事業者をプロポーザルで募集したところですね、3.9億円でですね、もうすでに内定しているということなんですね。ご存じのように瑞浪市というのはですね、中津川市あるいは多治見市と違って、企業立地には不利なところなんですわ。そういう意味ではですね、非常にですね、こちらの資料にもありますようにちゃんとですね、企業誘致係というのを設けてですね、しっかりと対応されておりました。我々もですね、ただ言っているだけではだめだということで、有志議員とですね、昨年5月と12月に具体的にですね、ある土地をもってですね、富山市内の大手薬品会社に企業誘致やPR活動を行っています。人手不足というのは飛騨市だけじゃないんですよ。全国も一緒なんですね。従って飛騨市もですね、産業振興と雇用創出の面からとりあえずは薬品分野に絞り込み、企業誘致すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

産業振興、雇用の創出のお尋ねでございます。私からは3点目の「攻めの観光戦略」と「150万人誘客構想」というようなお話につきましてのご答弁を申し上げたいと思います。

飛騨市観光の基本構造というのは、受入施設数、収容規模、アクセス、産業構造、隣接する高山市・白川村と決定的に異なっておりまして、特に、宿泊施設に関してましては、飛騨市内全ての宿泊施設の収容人員合計をもってしても高山市、下呂市の大規模宿泊施設3施設の収容人員と同等程度しかないという少なさでございます。また、アクセス手段につきましても大多数のツアーが利用する東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道が直接通っていないことに加えて、やはり長い歴史の中で飛騨高山、白川郷に比べて認知が低いということも大きな差がある原因でございます。

したがって、飛騨市の観光戦略というのは、高山市や白川村などとの違いを明確にして国内外のお客様に選んでいただく、そうした差別化戦略を徹底するというのが現在の観

光戦略の方針であるわけです。

何が強みかと申しますと、飛騨市の主要宿泊客はスポーツ合宿でありますので、この点は近隣自治体よりも優位に立っております。大会主催者とのコミュニケーションやコンベンション推進事業補助金を利用した誘客に力を入れるというのがまず一つの対策であるわけであります。

また、先人から受け継がれてきました里山や住民の生活風景が息づく町並み、薬草や飛騨米などのコンテンツの掘り起こしによるブランディングということに加えて、市民の皆さんのおもてなしの心こそが飛騨市がお客様に選ばれる最大の強みだというふうに考えておまして、「飛騨みんなの博覧会」を通じてまして、市民の皆さんとともに、その磨き上げをしているというところでございます。

また、ほかの地域にはない資源の整備としては、レールマウンテンバイクのコース拡充、また「科学」という側面からスーパーカミオカンデを中心とする宇宙物理学研究を体験できるひだ宇宙科学館カミオカラボの整備を行っているというのはご承知のとおりでありますし、また、来年度、飛騨古川のまちなかにも薬草を身近に体験してもらえるような拠点を設けたい。そうしたことによって、その魅力を知ってもらうための認知向上施策にもつなげていく、そうしたことをやっているわけでございます。

これらが飛騨市の特性を踏まえた、飛騨市の身の丈にあった「攻めの観光戦略」であると考えておるところでございます。

もう一点、観光入込客数150万人構想というお話がございました。観光入込客数ですが、気候やその年の暦、国際情勢等によっても左右されるだけに、基本的には大きなトレンドを見るものだと、毎年の入込客数で一喜一憂するものではないというのは、観光行政に携わる者にとっての常識でございまして、そのうえで、飛騨市の観光入込客数の構造について見ておきたいというふうに思います。

飛騨市の観光入込客数は、平成26年に集計方法の見直しがありましたので、その前後が接続してないわけではありますが、平成26年が99万9,897人でありました。平成27年が97万0,808人、平成28年に100万人を突破しまして1,00万5,881人、平成29年が1,13万0,852人、平成30年が、これはまだ集計中で間もなく発表しますけども、107万8,956人という数字でございます。この中で、当然構造を見ませんと、150万という議論ができないわけではありますが、最も大きなウエイトを占めておりますのは、飛騨古川の古い町並みでありまして約30万人前後であります。続いて、道の駅宙ドームと道の駅アルプ飛騨古川の両道の駅合計で約30万人。つまり、飛騨古川の市街地と道の駅で全体の6割を占めているというのが飛騨市の入込客数の構造です。

このほかには、その年によっての変動が大きい古川祭など市内の行事、これが約11万人前後ございまして、さらにすば～ふるなど温浴施設合計というのが大きな位置を占めているわけでございます。

この推移を見ますと、飛騨古川の町並み、これはですね、大きく伸びておりまして、平成26年比でいきますと8万5,000人くらいのプラスになっておるといことでございます。他方で減っておりますのが、風呂でございまして、これがマイナス3万1,000人。それから、スキーですね、スキー客、これがですね、2万3,000人のマイナス。そして、アルプ飛騨古川、道の駅ですね、これが1万8,500人のマイナスということで、これだけでマイナス7万2,300人ということですから、飛騨古川の町並みの増えた分を食ってしまっているというのがこの基本的な構造になるということでございます。

そうしたことを踏まえまして、仮に議員がおっしゃるような150万人を目指していこうとすれば、伸びしろが大きい飛騨古川の古い町並みを増やすということと、横ばいが続いている道の駅の集客力を伸ばすというのが有効な戦略になるわけでありまして。

飛騨古川の町並みにつきましては、かねてより申し上げているとおり、滞在時間を延ばすための見所が少ないという構造的な問題を抱えております。加えて、まつり会館などの既存施設が賞味期限切れといってもいい状況にございまして、これらを整備、てこ入れしていかないといけない。そこから始めないといけないというのが今の状況です。このために、まつり会館のリニューアルから取り掛かりまして、さらに、屋台蔵めぐりの仕掛けづくり、あるいは映画「君の名は。」を踏まえた組みひも体験、薬草体験の拠点づくり、今後進めていきたいと考えております飛騨の糸引き工女の展示準備といったことを一つ一つ準備をしまして、今後ここを伸ばすような対策を行っているということでございます。

道の駅に関しては、先ほど申し上げましたカミオカラボの整備というのがまさしくその対策と戦略ということでございますし、中村議員から度々ご質問をいただいております、アルプ飛騨古川の集客力強化につきましても、民間の施設ではありますけれども、市としてはあきらめることなく新たな方策も含めて現在検討しているところであるということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、1点目の観光・農業・商業分野での「取り込んだ人と金」は具体的にいくらかについてお答えします。

観光分野では、現在取りまとめ中の数字ではありますが、平成30年1月から12月までの観光統計による観光入込客数は107万8,956人、宿泊者数は10万1,564人となっております。平成29年の数字が映画「君の名は。」の一時的なブームがあった年として除けば、その前年である平成28年数値と比較すると、約7.3パーセントの増加という結果になり、台風や豪雨などの度重なる自然災害によりJRが運休した年であ

ったことを考えると、着実に力がついてきているものと考えております。

また、飛騨市における観光客の支出額については、観光統計のデータから換算すると、直接支出で165億円程度となります。

目標値については、まち・ひと・しごと総合戦略策定時に掲げており、平成31年度に観光入込客数122万人、宿泊者数12万人としております。この数字から換算すると直接支出で188億円程度となります。

農業分野では、平成30年度の農産物の販売実績については、3月末で閉めて最終の統計となることから、正確な数字までは回答は出来ませんが、1月末の販売実績を前年度の同月と比較すると約98パーセントであります。こちらについても災害や夏場の酷暑があった年であったことを考えると、概ね前年並みであったと評価できると考えております。

飛騨市の平成29年度の農産物の販売実績については、約30億円であったことから、平成30年度を推測すると約29億円程度になるのではないかと考えられます。

前年より下がった要因は、高齢化等によって就農者の減少や耕作面積が減ったことによると考えられますが、災害等があった年であることを考慮して、こちらでも堅調な数字であると考えております。

なお、来年度の目標数値については、高齢化等によって耕作できない方が増えている現状を踏まえると、前年度の販売額等、現状維持を基本目標として考えております。

商業分野の取り込んだお金については、それを把握するための手段として経済産業省と内閣官房が提供している「地域経済分析システムRESAS(リーサス)」が考えられます。しかしRESASの地域経済循環の情報は最新のものでも2013年と5年も前の数字であり、最新の情報に基づくご質問に対するお答えが困難な状況となっております。

RESASでの情報としては地域経済循環図による、地域が生産した商品やサービスを販売して得た金額から原材料費や外注費といった中間投入額を差し引いた「付加価値額」がそれに相当すると考えられますが、それによると第1次産業21億円、第2次産業383億円、第3次産業473億円の合計877億円となっております。

次に平成30年の観光客入込者数・宿泊客数と本年の目標数字と対策についてお答えします。先ほども申しましたように、平成30年1月から12月までの観光入込客数は1,07万8,956人、宿泊者数は10万1,564人であり、平成31年の目標数字は、観光入込客数122万人、宿泊者数12万人という目標を掲げています。

目標を達成するための具体策としまでも市長答弁にもありましたように、一貫して徹底した差別化戦略を展開することです。

今後も飛騨市の強みを前面に押し出し、国内外の観光客の皆様には選ばれる観光地を目指して取り組んでいきます。

次に4点目の飛騨古川まつり会館の新映像に4,500万円の大金。その費用対効果についてお答えします。

飛騨古川まつり会館の入館者数ですが、平成30年は2万1,241人でした。平成29年の2万5,337人は映画「君の名は。」の影響により一時的に好調だったこととして除くと、平成27年は2万0,285人、平成28年は1万9,213人であり、若干の回復傾向にあります。しかしながら、平成4年のオープン以来26年間、展示装飾を中心に定期的なリニューアルも含めてほとんど手を入れてこなかったことから、既に市場ニーズからかけ離れた賞味期限切れの施設となっており、このままでは大幅な集客が見込めるとは考えておりません。

そのため、平成28年度及び29年度は映像のリニューアルやホール等の改修、平成30年度はトイレ等のバリアフリー改修を行っているほか、平成31年度には展示装飾のリニューアルを計画しているところです。

なお、その経費については、国・県の補助金を有効に活用し、市の負担を抑えているところであり、映像リニューアル関係については国の地方創生推進交付金が約224万円と、県の清流の国ぎふ推進補助金が約1,500万円を合わせて、約1,700万円余。トイレのバリアフリー改修には国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金を約207万円充てております。

現在はリニューアル期間中でありますので、今後、投資効果に見合うようPR活動や誘客に計画的に取り組んでいくとともに、この約10年、2万人台の入場者数で推移しておりますので、リニューアル後は3万人以上の入場者数を目指し、再び多くのお客様においでいただき喜んでいただける施設となるよう整備してまいりたいと考えております。

次に5点目のなぜ飛騨古川まつり会館だけが指定管理期間が1年なのかについてお答えします。前回の議会でもご説明しましたが、これは暫定的な措置です。飛騨古川まつり会館については、平成31年度中に展示装飾のリニューアルを計画しており、3カ月程度の閉館期間を見込んでいること、運営の方法についても博物館的要素が強い施設であることから、指定管理以外に直営も含めて管理方法を検討することとしており、そのための猶予期間として、暫定的に1年間の指定管理期間としたところです。

最後に8点目の企業誘致をまず薬品分野に絞り活動する時だと思ふかについてお答えします。企業誘致については、今年度はこれまでに土地の確保等の問い合わせが6件あり、その都度、迅速に現地を案内するとともに、市の支援策の紹介、その他必要な情報提供を行う等の誘致活動を行っています。しかし、市内において年々人手不足が深刻になる中、当市への企業進出によって人材を奪い合う状況に陥る可能性が高いことから、市が積極的に企業誘致に取り組むことに対して、市内事業所から懸念の声が強まっております。

このため、市としては、例えば、小水力発電事業など、少ない従業員数で、かつ税収効果の高い事業の誘致に重点を置くほか、既存事業所に対する雇用対策や経営力強化等の支援を重点課題として取り組んでいるところでございます。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

飛騨農協の関係についてお答えをさせていただきます。まずJ Aひだ森茂閉鎖後、山之村地区への市としてのサポートについてお答えをさせていただきます。

飛騨農協では平成29年4月に、平成30年2月をもって森茂営業所を廃止するとの方針を示されました。しかし、地元の強い要望で廃止を1年、延期するということになったところでございます。これを受けまして、飛騨農協と地元とで協議が行われ、市も加わりながら市としての支援策を検討してまいりました。

平成29年11月22日には地元役員が市役所を訪問されA T M・ガソリンスタンドの設置などについて市長に要望をされました。

しかし、A T M設置など制度的にも、費用面でも困難な内容も多かったことから、山之村地域の中でよく話しあっていたいただき、特に何が重要かを優先順位を付けて絞り込みをしていただくようお願いをし、それをまとめていただいたうえで支援策と一緒に検討していきましようという形で取り組んできたところでございます。

その後、平成30年12月5日に地元の総意としてまとめたものを市に報告をされました。

市としてはですね、ガソリンスタンドと買い物関係といったものですね、最も支障をきたすというふうに考えておりましたが、その点も含めてですね、基本的には、すべて飛騨農協の代替策を受け入れるというような形でございました。

例えば、ガソリンスタンドの関係でございますけれども、運営管理につきましてはですね、人材不足、資金不足ということで、地元としては経営の継続は行わないという判断をされましたが、この判断の背景としましてはですね、高齢者世帯の4軒以外の世帯は皆さん車を保有されておまして、神岡市街地でガソリンの購入が可能であること、高齢者世帯の4軒につきましてはですね、車両や農機具が無いために燃料が不用であると、そういった現状があるとのことでございました。また、灯油につきましてはですね、従来通り飛騨農協から個別に配達されるということで問題がないということでございました。

買い物関係につきましては、飛騨農協による週2日、火曜と金曜の配達が今後行われることに加えまして、移動販売車があることから農協の代替策を受け入れられるということでございます。

その他ですね、金融機関の関係につきましては、殿支店の外務員が平日定期的に訪問されることと、急な場合にもですね、連絡体制を整備し対応されるということからですね、代替策を受け入れるという報告がございました。

ただし、代替案の受け入れのためには飛騨農協として地元の支援を着実に実行していくということが前提であるということ、平成30年12月11日の地元・飛騨農協・飛騨

市の三者協議において、地元から飛騨農協に対して以下のとおり要望書を提出されております。

まず1つ目が、渉外活動の完全なる実施を行うこと。2つ目が、学校給食資材の供給は行うこと。3つ目が、生産資材、生活資材の定期配送を行うこと。4つ目が、連絡体制の整備をされたい。5つ目が、閉鎖後の実施体制の検証会議の要請について。6つ目が、集荷場と地権者の関係についてとそういったことでもございました。

この中ではですね、地元から市に対する直接的な要望というものはございませんでしたが、学校給食・生活資材の定期的な配送関係には市としても関連しておりまして、飛騨農協や地元と今後の運営などを協議してまいりました。

学校給食につきましては、JA森茂営業所が閉鎖後も食材供給を毎日してもらえるように調整しており、この点については問題ありません。

生活資材関係では、多くの世帯で神岡町市街地に勤務されている方がいらっしゃるということもあり、市街地で買い物を済ませてしまうことが定着しており影響は限定的とのことでした。しかし、実際に買い物が困難な方もいらっしゃるということのため、移動販売車での対応を継続すべく運営事業者への補助は今後も継続していきたいというふうに考えております。

またですね、市として、平成30年11月21日に、サロン形式で集まって買い物ができる「山之村いきいきサロン」を行ったところ好評でしたので、季節の変わり目に合わせて、市内店舗にも呼びかけ、衣料品や家電なども買えるよう、本格的に実施をしていきたいと考えております。

最後にですね、山之村地域の要望に対して、飛騨農協が「組合員・地域住民宅へ出向く体制をつくっていく。また、殿支店に山之村地区担当者を1名配置し、各事業のサポートを取っていくようにする」とそういった回答がなされたところでもございますが、その回答に対して、市としてもですね、検証会議に出席して地域の混乱が生じないように今後もサポートしてまいりたいと考えております。

続きましてですね、Aコープ古川店閉鎖後の新たな運営形態と地域住民への影響についてお答えをいたします。

まずですね、Aコープ古川は基本的に飛騨農協の所有施設ということでございまして、農協自身で用途を決めたいという意向をお持ちでございます。

当初ですね、飛騨農協としましては、介護サービスを行うことを検討されておりまして、市にも相談をいただいたというところでもございますが、市内の既存の介護事業所における介護人材不足というのが深刻でございまして、新たにですね、事業所を開設することは、飛騨農協のサービスへ人材が流れてですね、既存事業所のサービス存続ができなくなる可能性があるという課題もありまして、再検討いただくこととしております。

またですね、市民の方々から、閉鎖後の利活用のひとつとしてですね、コンビニの提案があったことから、市としてもですね、飛騨農協へ検討をお願いしてまいりましたが、飛

驛農協としてはとりうる選択肢ではないと判断をされております。その他、市が借りるなどして有効利用することも検討いたしました。市の施策と合致する使用方法は見出すことができませんでした。なお、現時点におきましてもですね、じっくりと有効活用策を検討されているとお聞きしているところでございます。いずれにしましても、Aコープ古川店は、飛驒農協の所有される建物であり、農協自身で用途を決める意思もお持ちですので、市としては現状を見守っているという状況でございます。

買い物弱者対策につきましては、本年1月にですね、地域見守り相談員が金森町、殿町、若宮町、上気多の独居高齢者宅等を訪問し、民生委員もですね、1月から2月にかけて末広町、金森町、殿町、若宮、本町、壺之町においてですね、聞き取り調査を実施しております。移動販売の利用についてお話を伺ったところ、足が不自由で買い物に行けない方が15名いらっしゃいましたので、移動販売事業者に協力を求めたいというふうに考えております。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○11番（野村勝憲）

8項目にわたりました、ご説明をいただきました。その中でですね、飛驒古川まつり会館についてでございますけれども、3Dから4Kに変わってですね、私も2回ほど見させていただきましたが、市長はですね、今回の4,500万円の大金が投入されているわけですが、このソフトを見てですね、どのような感想をお持ちでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

3Dから4Kになることによって、感じが変わる。3Dのほうが一体感があっていいんじゃないかという懸念もあったんですが、4Kの映像が非常に美しいので、来られた方もたいへん迫力があっていいという感想をおっしゃっておられますし、私もそのように感じております。

○11番（野村勝憲）

先ほど泉原部長からですね、来年度は飛驒古川まつり会館、3万人を目指すんだということで強いお言葉をいただいたわけなんですけれども、私はですね、3万人になってもですね、要するに昨年度はですね、映画「君の名は。」の効果で2万5,000人ということで、その前が2万人ちょっとだったと思いますけれども、金額面では、300円下げたんですよね。要するに昨年4月からね。ですから私は3万人と言わず、金額面ベースでいきましたら、当然修理だとかいろんな問題が出てくると思いますよ、これからね。要するにメンテナンスを維持していかなければいけないわけですから。そういう意味では、何とか3万5,000人をとりあえず目標にされたらいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

目標は大きくということもありますので、3万5,000人を目指したいと思いますが。料金を下げまして、入りやすくしたというようなことで、売り上げも上がったというような効果も出ておりますので、今回、全面的に展示もリニューアルするという計画でございますので、大きな目標をもって取り組んでいきたいと思っております。

○11番（野村勝憲）

それから飛騨古川まつり会館ですけれども、先ほど部長のほうからですね、来年度以降ですね、いま検討中ということで、直営も含めて検討したいと。たしかに休館する数カ月あると思っておりますけれども、例えばその後ですね、直営にした場合ですね、料金はいまのままではいかれるのですかね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

入場料につきましては、その中でまた検討をさせていただきますが、いまのところまだいくりにするということは検討しておりません。

○11番（野村勝憲）

私はですね、やはりいまのまま500円の料金でですね、有料にして進めるべきだと思いますわ。なぜならですね、やはり仮に無料にした場合にですね、結果飛騨まつり会館の商品価値が下がってしまうということですね。それとですね、もう1つですね、参考までにお話しておきますと、茨城県水戸市がありますね、こちら偕楽園という公園がございます。こちらはですね、年間100万人くらい来ていらっしゃるようなんですけれども、いままでは無料だったんですよ。それをこの秋からですね、じつは有料にして、それでお金をとると。その利用料の料金はね、たしか300円だったと思います。ただし、水戸市民の方は無料で、それで外の方ですね、水戸市以外の方ですね、からは300円を取ると。だいたいですね、6、4だと思いますわ。40万人くらいが外からの方。そちらから取ると。取るということは、要するにそれぞれ自治体これから自主財源というのは厳しくなってくるわけですね。そうした中で、やはりメンテナンスのことを考え、できるだけ外からお金を取りたいと。たぶんほかからもいろんなところが自治体、そういうことで出てくると思いますが、そういうことで、ぜひですね、入館料はですね、このままにしていきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

高山市の町の博物館なんかは前、入場料が無料になったというようなことで、爆発的に入場者が増えたというような実績もございまして、そのへんも含めまして入場料等につきましても今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

皆さんご存じだと思いますけれども、3月にですね、田辺製薬株式会社さんの吉城工場が撤退されますよね。その後ですね、ニプロファーマ株式会社さんが入られると思いますわ。新しくね。そのへんの情報をちょっと教えていただけますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

説明に来られたのが、撤退ではなくて経営を譲渡されたので、全く事業形態も従業員も変わらずそのまま移籍してとそういうふう聞いています。伺いましたときに田辺三菱薬品工業株式会社、いまジェネリックのほうへ市場が大きく動いているということで、なかなかいまのままでは、仕事を出していくのが難しくなってくるということで、ジェネリック市場に対応できるように経営をニプロ株式会社に譲渡されたという説明でございました。

○11番（野村勝憲）

たしか大阪に本社があるニプログループだと思います。ニプロ株式会社さんというのはですね、ご承知のように医薬品だけじゃなくて医療機器もつくっていらっしゃるんですね。ですから私はですね、先ほどなかなか企業誘致というのは難易度が高いとお話が出ていました。私もそう思います。しかしですね、神岡町ですね、寺林の土地、日本レヂボン株式会社さんの跡地ですね、これはですね、親会社の株式会社ノリタケカンパニーさんを含めた森村グループにアプローチするとか、あるいは北電の後をですね、できればまたニプロ株式会社さんと縁ができるわけですから15以上の関連会社がございます。ニプロ株式会社さんにはね。そういったところをですね、ぜひ例えば瑞浪市さん、こういうプロポーザルの要綱をつくっていらっしゃいます。それで、結果決定しているわけですから、土地を持っていらっしゃるそれぞれの企業と連携してですね、ぜひですね、そのへんもよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、2点目のですね、指定管理施設と議員の兼職についてを質問させていただきます。

私は昨年多くの市民の方からご意見や問題提起をいただき、昨年6月から3回、議会で飛騨市古川味処施設を中心に指定管理施設の運営や議員の関わり等を一般質問してまいりました。

最近もですね、お手紙やご意見をいただいております。中でもこのようにですね、9ページにわたりまして、実名である市民団体の方々から「指定管理者制度の公募と議会におけるその承認について」と「地方自治法に鑑みた指定管理施設のあり方について」の意見書が市長及び議員全員に届きました。当然市長も読まれたことだと思います。この市民団体の方々はですね、私は、地方自治法をですね、よく勉強されたうえ、しっかりと市政や議会をチェックされているとまず感心しました。

12月議会が終わりまして、私も知り合いのですね、東濃地区の県議員や議長経験者も入っていますけれども、愛知県の県議員や市議会議員たちとですね、議員の兼職・兼業等について意見交換会をしてみいました。2月にはですね、指定管理施設等に議員及びその家族が関与しているかをテーマに岐阜県庁をはじめ、可児市・犬山市等25の自治体を訪問して、聞き取り調査をしてみいました。

その聞き取り調査の結果ですね、指定管理施設等に議員及びその家族が関与しているというのは飛騨市だけだったです。都竹市長が6月議会で法的には問題ないので、ほかの議員もやったださいの発言を紹介してみますと、相手の方はすかさず倫理的にどうなんですかねと疑問視をされておりました。

それからこの2月のですね、私が向こうへ行っている間なんですけれど、15日から22日までいなかったんですが、19日には匿名でですね、手紙が届いております。ある議員の仕事請負の件を追及して、議員の立場を利用して市税を懐に入れることができない旨の規則をつくってくださいとのお手紙でした。ほかの議員にもですね、一部ですけれども届いていないか確認したところです。

このことからしても議員の兼職・兼業について市民からも厳しい指摘を受け、我々議員もですね、たいへんいま苦慮しているところです。そこで次の4点について質問いたします。

まず1点目、飛騨市古川味処施設を運営している味処古川協会の代表者氏名と住所を教えてください。

2点目、飛騨市味処古川の弁当事業を目的外使用として施設使用料を徴収すべきだと思いますが、いかがでしょうか。じつはですね、資料にもありますけども平成7年、古川町では飛騨古川味処施設の使用料として、年額ですね、260万円。それから平成15年からは年額90万円をとっていたんですね。しかし、いま弁当事業を始めて、営業時間がですね、朝5時から午後6時までの営業時間は13時間と長くなっております。当然施設の修繕費等に影響してきますので、この際施設使用料を徴収すべきと考えます。

3、4は一緒なんですけども、ある意味では、四国の鳴門市のようにですね、これも資料を添えております。飛騨市もですね、議員の兼職の禁止条例をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それからですね、4番目にですね、ほかの自治体、これも資料をそろえておりますけども、隣の高山市さん、あるいは白川村さんはですね、きちんと指定管理ができないということですね、ちゃんと謳っていらっしゃいます。また訪問した可児市でも同じことでした。飛騨市もこの際ですね、条例の第3条に議員が代表者、その他の役員である団体は申請資格を有しないものと明記すべきと考えますがいかがでしょうか。

特に資料の中で注目していただきたいのはですね、白川村の資料2ページあります。その中で白川村さんはですね、議員の倫理規定で第4条の議員並びに議員の配偶者、後継者が経営する企業及び団体は請負等は辞退しなければならないと明記されているんですね。

したがってこれは私ども飛騨市議会、これは執行部には直接は関係ありませんけれども、我々議員、ひとりひとりに投げかけられているなという思いがしました。実際市民の方々にこの2ページにわたってですね、もっとあるんですけど、お見せしたところ、ぜひですね、つくってほしいということでしたので、以上4点についてお答えください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

指定管理施設と議員の兼業・兼職の件でございます。

私は3番と4番の条例の件と指定管理手続きの条例を見直すべきであるという件について、関連しますので、あわせてご答弁申し上げたいと思います。

この指定管理施設と市議会議員の関わりというのは、野村議員から再三ご議論いただいているところでございます。これにつきましては、これまで地方自治法の規定に基づきまして、議員が指定管理者になることは法が禁止している請負に当たらないということやさまざまな行政実例、解説等を踏まえながらご答弁申し上げてきたところです。しかし、今回は、市議会議員が直接的、間接的に指定管理者となることについて、条例を制定して規制をしたらどうかというご提案でございます。

結論から申し上げますと、立法論として、新たな条例を制定して、これを規制することはありうる手段であるというふうに考えております。

ただし、これは、議員と市政との関わりに関する事項でありますので、二元代表制及び議会の自律権の観点から、市長が議員活動のあり方を規定する提案をすべきではないというふうに考えておりました。議会で十分にご議論をいただいたうえで、議員提案によって条例を制定されるべきものと、このように考えております。

規則の改正のご提案もあったのですが、規則の制定、改廃こそですね、これは市長の専属の権限でありまして、市長の判断のみで制定、改正ができるということになってしまうわけですから、これを改正することは、それこそ市長の一存で議員の活動に制約を加えるということになりますから、先ほど申し上げました二元代表制及び議会の自律権の観点から適当ではないというふうに考えておりますので、あくまでも、議員提案による条例の制定が望ましいのではないかと考えているところでございます。

なお、参考までに申し上げますと、議員のほうでご紹介いただきました高山市及び白川村の規定でございますが、正確には条例ではなく規則でございます。「高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」及び「白川村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」で規定されているということでございます。

これらの規則の中で申請の資格を有しないものとして、高山市においては「市議会議員が代表者その他の役員である団体」、白川村においては「村議会議員が代表者その他の役

員である団体（村が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）として規定しているところでございます。

鳴門市が、これもご紹介いただきましたけども、鳴門市議会議員の兼職の禁止に関する条例で、「議員及びその親族が役員等となっている法人若しくは団体は指定管理者となることができない」と規定されているところでございます。

ついでながら、県内の自治体の状況も調査してみたのですが、県内の21市において条例で議員が代表者等である団体の申請を制限している自治体は3つありまして、海津市、可児市、瑞浪市でございます。高山市は規則で規制しておりますので、県内の4つの市で規制をしているということでございます。それ以外は、飛騨市と同様に、地方自治法の規定のみによって運用しているということでございます。

ちなみに、数日前に報道されておりましたけれども、高知県の大川村は、議員の兼業範囲を明確にする条例というのを今制定しておりますので、議員が公の施設の指定管理者となることは地方自治法で禁じられている請負に当たらないという明記をしたということ承っております。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、1点目の飛騨市古川味処施設を運営している味処古川協会の代表者名と住所についてお答えします。味処古川協会の代表者は森芳子さん、住所は飛騨市古川町壺之町11番3号となっております。

次に味処古川の弁当事業を目的外使用として、施設使用料を徴収すべきについてお答えします。平成30年の9月議会において、市長が答弁しておりますように、味処古川の弁当事業について目的外使用であるとは考えておりません。既存施設を利用して利益を適正に得ていただくことに関して、大きく目的を逸脱するものではない限り、制度上もモラル上も問題ないと考えております。従いまして、施設使用料を徴収する必要はないと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○11番（野村勝憲）

それでは、お手元の資料、1についての指定管理者指定申請書。たしかに平成30年10月23日の申請では代表は森芳子さんになっております。次のページをご覧ください。これは最近の情報です。平成31年2月27日のプライバシーポリシー味処古川ではですね、代表は森要さんになっております。これはどういうことなんですかね。

◎議長（高原邦子）

それでは答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

代表の関係でございますけれども、まず住所と代表でございますが、私どものところちょっと調べましたところ、平成28年3月30日に指定管理の基本協定を締結しております。そのときには、住所は会長宅ということになっておりました。その後平成28年4月12日に代表者の変更届が出されておまして、そこで事務所の住所が「古川町壺之町11番3号」になったというふうになっておりました。その中で4月10日に臨時総会が開催されたようでして、そこで住所は変更になったということだと思っております。それと今のネットの情報につきましては、ちょっとよくわかりませんが、これについては訂正していないというか、前のまま残っているのではないかと推測します。

○11番（野村勝憲）

これ、今、発信されている。今日現在も代表は森議員になっていると思いますよ。外に向けては森議員、内に向けては芳子さんと。こんなことを許しているいいんですかね。それと先ほどですね、私は去年の味処古川協会規約をですね、6月に受け取った段階ではですね、会長宅になっていると。これ3枚目をちょっとご覧ください。今度はですね、去年の12月に受け取った段階ではですね、協会の事務所は今まさにこれ「古川町壺之町11番3号」ということは、明らかにですね、明らかに施設ですよ。施設の中に置かれていると。この矛盾点はどういうふうに市としてとらえているのですか。そういう書面で届書があったのですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

住所が変わったという直接そのことについての届出はなかったわけでございますけれども、指定管理者が指定管理期間中に事務所を指定管理の施設に置くということは、全然問題がないというふうに考えておまして、ほかの施設でもそういうところの例もございますので、問題ないと思っております。

○11番（野村勝憲）

ほかの施設、また今日でなくてもいいですから教えてください。それではですね、使用料についてです。2番目のね。飛騨古川まつり会館に食事処がございますね。ございますね。これは民間の方が経営をされています。その施設の使用料は現在どうなっているのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

飛騨古川まつり会館につきましては、株式会社飛騨ゆいが指定管理で管理されておまして、株式会社飛騨ゆいのほうで、使用料、たしか月額6万円だったと思っておりますけれども、株式会社飛騨ゆいのほうで徴収をされております。

○11番（野村勝憲）

私はその経営者、直接お話を聞きました。月額6万円が年間72万円が株式会社飛騨ゆいに確かに。その前は飛騨古川まつり会館に払っているということですね。ここで問題はですね、同じですね、目的は観光客に食事処を与える。あるいは、お土産は飛騨古川まつり会館のところでやっていますけれども。そういう観光客目的にした施設がですね、たった150メートル離れたところで、かたや議員の家族が運営しているところは、市民から見たらですよ、あるいはほかの人から見たら、無料で。片方は、民間人がやっているところが有料でと。この矛盾点はどのように市は解釈しますか。

◎議長（高原邦子）

はい、ちょっとお待ちください。正午を過ぎますけれども、このまま野村議員の一般質問を続けます。

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

どちらの施設のほうが指定管理ということで、公募して管理者を出ささせていただいているわけですが、味処施設につきましては、もともと指定管理料は無料ということで、受けられておりますし、飛騨古川まつり会館につきましては、その中で売店もあり、食堂もあるというような中で、食堂につきましては、その施設からさらに貸してあるというような運営契約を結んであるというようなことで、その運営をその業者に任せてあるということで、その部分の使用料を株式会社飛騨ゆいのほうで徴収されているというようなことでございます。

○11番（野村勝憲）

要するに内部的に説明はそうかもしれませんけれども、市民からしたらですね、おかしいじゃないですかと。片方は取られていて片方は取られていないと。そうでしょ。目的は一緒、同じ敷地内にあるようなものですわ。ほかでも、もう1件も納められていらっしゃるということなんです、こういう矛盾点が出てきているんですよ。

それではですね、フランチャイズ弁当、これやどかり弁当と言います。正式には。これは本部は何回も説明しますけれども、東京から仕入れていると。要するに15パーセントは食材は地元。ここで問題になるのは、高山市までエリアですね。高山市まで。高山市では指定管理は一切ですね、議員が絡んでやっつけいらっしゃいません。そこへ入って行って売り上げの8割近くが確かあったと思いますけれど。そうしますと高山市の要するに弁当事業者からクレームがきたらどうします、民業圧迫じゃないかと。民間圧迫ではないかと。まずはたぶんね、高山市の弁当屋さん、御存じないと思いますよ。これが指定管理施設からうまれている商品だということは。そういった矛盾が出てきた場合、どのように思われます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

いまのところそういう苦情とか申し入れとかは受けたことはございませんので、もしそういう話がございましたらそのとき対応させていただきたいというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

私はおそらくくると思いますよ。料金のことも含めて。たしか400円だと思います。味処古川さんの弁当はね。一番安いですよ。我々も食べているからよくわかります。民間のは420円。差が出ている。家賃、使用料がないからというようなことを言われればそれまでですけど。そういうことがやっぱりいろんなかたちで矛盾点が出てきているんですね。そこでちょっと最後になるかもしれませんが、時間的に。湯之下副市長にお聞きしたいんですけど、昨年11月2日に飛騨市古川味処施設のプレゼンがございましたね。それで森議員含めて、その代表の方ですか、いわゆる、どっちが代表かわかりませんが。出席されて、そのとき書類が出ていますね。その中で、たしか私の記憶では施設長が1日当たり11時間半、それから店長さんがですね、8時間半、1日当たり、働いてると勤務時間だということですが、この2人の施設長のどなたで、店長はどなたなんでしょう。教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

指定管理施設につきまして、私、選定委員会の委員長として出ておりましたが、公表できるものにつきましては全てホームページで公表させていただいております。その結果も含めて、全てホームページで結果を報告させていただいております。

○11番（野村勝憲）

どちらかだと思いますわ。議員がからんでいるのはね。そうなってきますと果たして8時間以上も働いて、議員活動ができるのでしょうかね。そのへんどう思われます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

どのように働かれるかについては、私はお答えする立場にないと思っております。

○11番（野村勝憲）

私は厳しいと思いますよ。議員活動はそんなに甘いものではありません。正直な話。私も議員になって7年になりますけれども、動けば動くほどですね、やっぱり自分たちのたいへん失礼ですけどもお金も出ていきますし。ただ議会に出ていけばいいというものではない。先ほど言いましたように、何人かの有志議員ですね、企業誘致もしておりますし、ベトナムも行ったりと、それぞれですね、これからの時代はですね、やっぱり自問自答してですね、議員は活動しなければいかんと思います。そういうことで、先ほど市長は

議員提案という話をいただきましたので、私ども議会内部です、ぜひ検討して、白川村です、白川村さんのいい参考例がありますので、これをです、議員各位がです、それぞれ読んでいただいて、次の段階に進んでまいりたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

◎議長（高原邦子）

以上で11番、野村勝憲議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時05分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。6番、中村議員。なお質問中資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきたいと思います。3月11日が近くになって、テレビとかいろんなところで、先の震災、津波に対する特集番組が流れております。またけさの新聞にも万一の場合には、こういった準備が必要だよというような特集記事が載っている新聞がございました。非常にいいことだなというふうに考えております。

さて、昨年7月の豪雨、9月の台風といった大きな自然災害は、我々に、改めて従来は予想もしていなかった大規模災害が発生する現実と恐怖を教えてくださいました。

その後、関係する全ての皆様のご尽力により、災害復旧も進んでおりますが、今後、飛騨市の安心安全を実際にどのように守っていくかが、切実な課題となったことを市民が確認しているところでございます。

昨年度後半の補正予算をはじめ、今年度予算におきましても、多くの施策提案がなされ、市民生活の安全を守る事業が計画され、市民の関心は高まっております。

先日、新聞折り込みで、ある企業が「防災カレンダー」を配りました。こういったものでございます。緊急事態発生時に生命と家族を守るため、日頃から我々がどのようなことを心がけておかなければならないかをコンパクトにまとめた小冊子で、内容はかなり充実したものになっております。

飛騨市の公開しているホームページを参考にしたものと思われませんが、たいへん詳細になっており、一応確認の意味で私、こちらに載っています地図をもとに全部回ってみま

した。改めて感じたことは、飛騨市は広いなということと、どこにでも人が住んでいらっしやるなということでもあります。

先日、危機管理課で確認いたしました。市内には指定避難所が67カ所、避難場所が109カ所あるということでした。

災害は、その要因・季節・地域・時間等の違いによって、種類が多岐にわたり、それぞれの避難所・避難場所はその種類によって避難指示の内容が異なると思います。また、対象となる市民の人数、年齢、性別等によっても異なることがあるでしょう。適宜、適切な判断で指示が出されるものと思いますが、昨年自分が実際に体験し、学んだことを振り返りながら、危機管理についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目ですが、指定された施設・場所の安全性は確認されているのでしょうか。指定されている施設の中には、建築年数がかなり経過していたり、そこに至る道路事情が良好とは言えないものがあるように思います。建物の耐震性を含め、構造上の老朽化問題、使用上の利便性云々、避難所としての安全性は確認されたものであるのかお聞きしたいと思います。

2つ目、指定されている施設の多くは、市教育委員会の管轄のものですが、中には、例えば地区の公民館のように他の組織の管轄施設も含まれているように思います。実際昨年の場合、高齢者にとってありがたい洋式トイレの問題。バリアフリーの設備が不十分であったこと。そういったことを考えて、修理をしなければいけないと思っていられっしやる。そういう自治体というか施設、管理者がいるように思います。ここを修理して、直したい。水洗トイレをよくしたい。バリアフリーのその道をつくりたいというような希望が出されたとき、市としてのそれを補助することはできるのでしょうか。補助していただけるのでしょうか。一遍に全部をやることは難しいかもしれませんが、そういったことに対しての対応があるのかどうかお聞きしたいと思います。

3つ目、指定避難所に避難した際、避難者への安心安全をリードする役割の人員配置を含めた応急体制は十分に配慮されていますか。地域住民の非常時での行動をリードする役割は大切と考えられます。しかし実際にことが起きると、救急救命活動は公的機関や自治体の役員に頼ることが多くなります。東北のあの災害のとき、地域の役員やまた消防隊員がその救急、救助の使命、その意識が強い方ほど確認に出られたり、あるいは危険箇所を見回られたりして、尊い命を落とされた例がたくさんあります。飛騨市では、地区自治会の役員が短期で交代するところもあります。ですから経験を生かしながら継続して市民の安全安心を保持する活動がなかなかできないところもあります。こうした現実を認識し、リードする側の対応、その体制が整っているのかどうかお伺いします。

4つ目、市民の安心安全に対する強い意識構築に対する市の思い、願いは何でしょうか。実際の災害時、最も大切なことは、市民一人一人が「みずからの生命のみずから守らなければならない」という意識を持ち、そのためにどのような行動をとるのがいいのかということを抱くその意識だと思います。その意識を構築するために、さまざまな講習会や訓練

が行われますが、今後も市ではどのようにその強化、継続をされるか、その意識を持っていただくための運動、活動をされるのか、その思いをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

災害時の避難等につきましてのお尋ねでございます。私からは4点目の市民の安全・安心に対する強い意識構築への思いということでお答えを申し上げたいと思います。

先日、市主催の防災リーダー養成講座というのがございまして、私も受講者で参加をいたしました。市長就任してまいりましてから、いままで避難勧告等を発令する立場でこの災害対応というのを向き合ってきたわけでありまして、今回は立場を変えまして、避難する一市民としての立場ということで受講したわけでありまして。災害に関する専門家から直接講義を設けましたし、心構え、対応、準備、演習なんかも通じましてですね、非常に示唆を得るところが多かったわけでございます。

その中で印象的だったところを4点申し上げたいと思うんですが、1つ目はですね、自分と家族の安全を守るために、家庭内の安全対策、これを徹底すること、これが非常に効果的であるということを感じました。家の平面図を使って防災対策を検討するDIG（ディグ）と呼ばれる訓練があるんですが、こうしたものが効果的であるということをもっと感じた次第です。

もう2つ目は、避難所の運営なんでありまして、避難所運営をするのは市民自身であるということをおっしゃっていただきました。避難してもお客様ではなく、主体的に避難所運営が行われるためには中核人材の養成が必要だということで、避難所運営ゲームHUG（ハグ）というのがございまして、これ実際やってみたのですが、これが効果的であるということを感じました。実際やってみますと結構現場は大混乱に陥ります。でもやっぱしその積み重ねが大事なんだということを感じました。

3つ目はですね、「避難所はホテルではない」ということを繰り返していただかれて、避難するときには必要なものは自分で持っていくというのが原則なんだということを徹底していただかれて、そのことをですね、やっぱ意識する必要があるということを感じました。

4つ目でございますが、防災士資格を取っても、継続した訓練と学びの機会がある。また情報の共有が必要不可欠であるというようなことも感じたところでございます。

私自身は試験のちょうど時間に別用があって受けられなかったものですから、防災士の試験を受けられなかったんですが、ただ受講してみた感じとしてですね、これで終わりというわけにはいかないなということは強く感じたわけでございます。

全体として講師から徹底していただけたのは、市民がみずから自分の身を守る重要性ということでございまして、それを踏まえますと、例えば去年の7月の豪雨の際に避難

勧告を出したわけでありまして、地震と異なりまして、避難するまでのリードタイム、時間があったわけでありまして、やはりこの際にですね、避難に際して最低限の毛布とか食べ物は持参して避難所に行くようにということと呼びかけるべきであったというようなことを逆の立場で感じたわけでありまして。

また、自宅の防災対策であります、建物本体の耐震化というのももちろん大事なんです、家具の固定、これがやはり非常に重要だということも学ばせていただきました。家具を固定する、あるいはたんすの上に物を乗せない。それから避難経路になる廊下には物を置かない。それから食糧の備蓄はローリングストック、つまり少し多めにですね、通常使う物を置いてそれを備蓄にしていくという、簡単ではあるんだけど、そうした対策をとっていくことが必要で、これは自分自身もできてなかったなと思ひまして、早速自宅の家具をですね、固定したりいたしました。

そうしたことを徹底していくことが、議員がお触れになった「みずからの生命を守らなければいけない」という意識を持つことにつながるのではないかと思います。

ただこうしたことは、こうして教えていただかないとやはり気が付かないことでもございまして、その意味で、今回の防災リーダーの養成講座、あるいは今後、今月中に発足します防災士会、こうしたものは非常に効果が高いということを再認識したところでございます。

したがって、こうした取り組みをより多くの市民に広げていく、そして自分の身は自分で守るということを徹底していくということを市の姿勢とし、また市の思いとしたいと、このようなことでもございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは、1点、2点、3点について答弁させていただきます。まず、指定された施設・場所の安全性について。現在の市の指定緊急避難場所・避難所は、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、平成28年に市で見直したもので、それ以前とは異なり、災害種別ごとに指定することとなっています。市では、津波と高潮を除く、洪水、土砂災害、地震及び大規模火災の4つの災害ごとに、避難場所・避難所の指定を行っております。その指定は、国の定めた指定基準すなわち管理、立地、構造、規模及び交通の条件に従って検討し、地域の区・自治会の意見を聞きながら、最終的に決定しました。

洪水及び土砂災害については、現在、予想される最大規模の災害を予測してハザードマップ等も作成されており、また、災害の推移も逐次に進行するため、安全に使用できるものと考えております。

一方、地震に対しては、古川町林業センター、元田体育館、稲越体育館、坂下生活改善

センター、坂下体育館、山田体育館、流葉自然休養村管理センターの7施設は、不適となっています。これ以外の現在「適」となっている施設についても、震源の場所、地震の規模や回数、地質等により、被害の様相が異なりますので、複数回の大きな揺れには耐えられない場合や、内部が被災して使用できない状況も予測されます。

過去の大規模地震では、発災後、避難所となる体育館に押し寄せてきた住民が、役場職員と入れる入れないの問答を行っているときに目の前で、余震のため体育館の屋根が落下したという状況も聞いております。

このため、地震後の指定緊急避難場所及び避難所の開設については、耐震性の有無に関わらず、安全点検を完了した後となります。被害がなければ即時に開設できますが、被害の状況によっては、発災後1日から2日かかる場合もありうるものと考えております。

2つ目の「安全修繕等についての市の補助支援」についてお答えします。

大規模な自然災害のうち、特に近年多発している地震における人的・経済的被害を最小限に抑えるため、市では国土交通省や岐阜県の支援も受けながら、避難所の所有者に対して建築物の耐震診断と補強計画、耐震改修工事にかかる費用についての補助制度を設け、地域の危機管理に取り組んできたところであります。

支援制度内容の主なものとしては、飛騨市地域防災計画に位置付けられた避難所については、事業にかかる経費のうち耐震診断については建築年を問わず3分の2以内かつ限度額100万円以内、耐震改修工事については昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震建築物を対象として、事業にかかる経費のうち3分の2以内かつ限度額1,000万円以内を補助することとしております。実際にこの支援制度を活用して、古川町高野公民館の改修が実施されております。

また、本支援制度をより一層活用いただけるよう避難所を所有する地区や個人所有者、自治会や町内会への内容説明を引き続き行いながら、支援制度の周知に努めてまいります。

なお、避難所における土砂災害など、地震災害以外での安全修繕等の支援策は現在ありませんが、他の自治体や国、県の状況を注視しながら、市の実情などを踏まえ検討したいと考えております。

実際の使用時の対応体制について。避難所運営は、本来住民みずからが行うべきものがあります。避難所運営の訓練については、平成29年10月に各町において、区・自治会長及び市職員を対象として、昨年9月の防災訓練時には、神岡町の区・自治会長及び職員を対象として実施したほか、神岡町を除く3町では、市職員を対象として公民館・体育館の実物を使用して実施しました。

また、ことし1月から2月にかけて実施された飛騨市防災リーダー養成講座においても、避難所運営訓練の項目があり、受講生の多くが初めて体験し、その重要性を認識したところであります。

災害時、住民みずからが避難所の運営を行うことにより、市職員は本来実施すべき災害

の復旧・復興のための業務につくことができ、これが結果として市全体の早期の復旧・復興につながります。

このため、来年度から、避難所運営の主体となる区・自治会役員を主対象に避難所運営訓練を継続して行うよう考えております。この際、今回養成した防災リーダーの皆様にも参加を要請し、平素から区・自治会の防災について、継続的に参画するきっかけとしたいと思っております。

なお、避難所の開錠については、平成30年7月豪雨災害の教訓をもとに、開錠の当番を割り振っており、実際の災害発生状況により、施設管理者または当番が開錠することとなっております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○6番（中村健吉）

避難所・避難場所について市としての対策、補修の場合の補助それから避難所へ行ったらそこは市ではなく住民が運営するんだというお考え、非常に「ああ、大丈夫だな」という気になりました。そこでお伺いいたします。現在、防災士というのは、飛騨市に一体どのくらいいらっしゃるのか教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

お答えします。先般試験が終わりまして30名の方が合格されました。それらを含めまして、3月末の段階で89名になると思います。

○6番（中村健吉）

数としては、この89名というのは、多い、この飛騨市の人口、そしてこの広大なこの地域から比べたら、多いと言えるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

結論としてまだまだ少ないと考えております。当初防災士の育成ということで目標と掲げたのが各区、自治会に男性・女性それぞれ少なくとも1名ずつ。すると単純に考えてこの段階で200名。あと市職員とかそれぞれ学校の管理する者等を含めておそらく50名から70名は要すると思います。したがって目標としてはほしい270名くらいいれば、とりあえず最低限のラインというふうに考えております。

○6番（中村健吉）

はい、ありがとうございます。万が一のことがあった場合にそれをちゃんと支える、そういう施設ができた。やはり一番もとなるのがそれは、先ほど市長も言われました、また危機管理監も言われましたけれども、自分で守るために工夫するんだというところではないかと思えます。

かつて自分がちょっと思い出話になってしまうのですが、勤務していた仕事で毎年9月になると防災訓練というのをやりました。消火器の扱いだとか実際に袋を使って4階から降りてみたり。職場が変わって夜の仕事になったときにこれはちょっと内容がいままでとは違うからいっぺんプロの方に話を聞こう、災害のときにとということで、それを防災訓練の内容にしました。高山市の消防署に長年勤務され、そしてそこを退職されたその方に来ていただいて、講話をしていただいたんです。そのときの言葉を忘れることはできません。開口一番、「消防隊は皆さんを救えませんよ」。どういうことか。もちろん消防署はいろんな訓練をし、いろんな機材をそろえ、万が一の場合に備えてその住民の市民の命や財産を守るための準備はしている。しかし、いざ実際大地震が起きたり、あるいは大災害が起こったときに倒壊した建物、延焼している家、そして寸断された道。救急車や消防車がずっと走り回ることはできないんだと。だからそのときに一番に頼りになるのは誰だ、家族でもない。自分だけなんだ。素手で自分の目を守ること、自分の呼吸器を守ることを勉強してくれと。私たちはもう40年近く消防署で住民の市民の命を守るためのいろんな訓練をしたと。ことが起これば必死になって命を投げ出していけども、やっぱり基本的に「いざとなったらあなたがたが主役なんですよ、大切なんですよ。」ということ伝える、そういう仕事を消防署員としてやってきたという話を聞かれました。目からうろこが落ちたのはそのときでございます。それならば、先ほどから市長も危機管理監も言われましたけども本当によそで起こったことではない。本当に何か予想もできないようなことが起こった場合にどうやって自分を、まず自分を、その次に家族をそして財産を守るか、その意識。これをしっかりもう喉元過ぎれば熱さを忘れるではないですけども繰り返し繰り返しやるのが大切ではないかと思えます。そういう意味でこれからも本当に今やられていることを続けてほしいなと思うと同時に私たち市民がやらなければならないこと、意識しなければいけないこと、それを今日教えていただきました。

坂場消防長、長年そのことに携わってみえますけれども、消防の立場からこの防災そして避難、命を守るということについてのお考えというか、感想をお聞かせ願えればと思いますが。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□消防長（坂場順一）

今議員がおっしゃられたとおり、消防職員はいろんなことをやっております。現在飛騨市では74名の職員がおりまして、それが2署1分署に分かれて勤務をしております。1年を通じてほとんど毎日、いろんな災害を想定しまして訓練をしております。しかしながら、今おっしゃられましたようにその大災害が起きたときに対しましてはこの消防職員として全てのところへ行って、全ての人を救うというわけにはいきません。人数の関係もあります。いろんな関係で私どもは1点集中型になっていくのではないかなというふうに考えております。その中でやっぱり今おっしゃられたように地域住民の方、それからい

ろんな資格を持っておみえの方にその地域を守っていただく、これが一番大事なというふうに思っております。私どもができることと言いますと救命講習、それから防火講習。そんなようなことをずっと続けてまいりました。今後も続けてまいる所存でございます。そんな中で皆さんが救命講習とかそれから防災士の資格を取得していただくといったことをしっかりやっていただけると本当に安心したまちづくりができるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○6番（中村健吉）

はい、ありがとうございます。突然にお聞きして申し訳ありませんでした。それでは、危機管理につきましては、これで終わります、市長からも認めていただきました道の駅の、幾つか基本的には1つのことです。

資料をお配りしていますけども、福島県の平田村にある道の駅で辛いこのアイスクリームを売り出している。とてもじゃないけど食べられないぞというものだったのにいまじゃ人気が出ていると。そして話題になっていると。そしてこのうれしいことは、風評被害でまちが沈みそうなときにこれを出すことによって、ここの村に興味を持って来て、さらに野菜を買いに来てくれる人が増えればいいな。全国一、岐阜県は道の駅の数が多いと。北海道よりも多いということを聞いております。それだけ道に頼った生活があるんだと思いますけれども、最近の新聞等でも盛んにこういったいろんな人、主婦であったり、高校生であったり、いろんな方が参加してその地域の良さを発信し、そしてその地区をもっとよくしよう、もっと知らせよう、活発化しようというそういった運動が行われております。その意味で、ことしもうすぐですが、3月27日飛驒宇宙科学館カミオカラボがオープンするという事は、これはもうたいへんなことであるという気がします。世界に神岡というのは、星の便りが届くまちというキャッチフレーズをもっていますので。そうなんです、これがKAGRAじゃないんですよ。もう世界に発信できるそういう場所になるわけです。道の駅宙ドーム神岡、ここに接する施設は、飛驒市の誇る世界に向けた宇宙物理学研究を紹介する夢大きな宝物となると思います。多くの参観者の訪れることが予想され、同時に道の駅宙ドーム神岡の役割も、これまでとは大きく内容的に強化充実することが必要とされるのではないかと思います。

飛驒市の生活・文化・産業を広く紹介するサテライト施設としての役割を持ち、飛驒全体の情報発信拠点として飛驒市が経営する大切な道の駅施設として、ダイナミックな事業内容展開を求めたいと思うんです。運営企画に携わる飛驒市の今後の経営についてのお考えを伺いたいと思います。

1つ目、神岡地区だけでなく、宮川・河合・古川地区を含めた飛驒市特産の産物紹介とその販売、それまで研究されてきた経過を世に出す機会と考えますがいかがでしょうか。

2つ目、飛驒市内各地に伝承される文化を紹介し、木工・陶芸・和紙等、その製造に触れることで、ここだけでしか味わえない体験を企画できないでしょうか。

3つ目、視聴覚機器を利用して、飛驒市内各地の情景・産物を紹介し、「そこに行って

みよう」という気持ちを持ってもらうことで、あわせて隣接県、富山・石川・長野の紹介等も有効ではないかと思いたいますがいかがでしょうか。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、道の駅宙ドーム神岡の役割についてで、3点ご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。1点目の地元物産の紹介・販売拡大についての企画の実現はできないかでございます。

宙ドーム神岡では、カミオカラボオープンに先駆けて物販棟を昨年4月にオープンしました。売り上げは順調に推移しており、売り場面積は約200平方メートル、約42パーセント減少したにもかかわらず、売り上げは月平均で15パーセントの増、特に好調であった10月、11月は前年比33パーセントの増となりました。商品につきましては、神岡地区の商品のみならず、市内の推奨特産品をはじめ、古川・河合・宮川地区のさまざまな地元産品も販売されております。

また、今年度から市内のモノづくり事業者を対象とした商品開発やパッケージデザインを通じ、販路開拓・拡大につながるブラッシュアップとブランド化を進める取り組みをおこなっており、それらの商品を宙ドーム神岡で販売するなど、アンテナショップ的な役割も持たせながら、今後も飛騨市を訪れる観光客等に対して特産品を内外に発信したいと考えております。

次に飛騨市の魅力発信目的で、地元伝承の工芸文化紹介と体験事業はできないかについてお答えします。宙ドーム神岡については、3月27日にオープンする「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」を中心に、当市における最先端の宇宙物理学研究を紹介・体験できる施設と考えています。宙ドームの現状の施設では、ご提案の地元伝承の工芸文化の体験スペースを設けるのは物理的に難しいと考えますが、現在、飛騨市観光協会神岡支部において、神岡の観光まちづくりを再検討する中で、旧松葉家、神岡城、神岡鉱山資料館などの今後の利活用についても検討を進めていただいております。それらの既存施設等での体験スペースの創設も一つの選択肢ではないかと考えております。

次に視聴覚機器を設置利用して、飛騨市紹介事業の拡充はできないかにお答えします。現在、宙ドーム神岡のエントランス・ホール物販棟入り口にデジタルサイネージを設置し、神岡町内での滞在時間延長を目的とした神岡の旬の観光情報等の紹介を、随時映像を変更しながらおこなっております。当面は神岡地区周遊を促す映像を流しながら、今後、飛騨市内の情景・産物や近隣県の紹介も順次検討していきたいと考えております。

なお、今年度、富山第一銀行神岡支店がリニューアルし、支店内に情報発信コーナーを新設していますが、神岡支店及び富山県内各支店でも観光パンフレット等を置いていただき、飛騨市のPRに活用させていただいております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

## ○6番（中村健吉）

宙ドーム神岡だけでなくその周辺の神岡城、松葉家、江馬館の辺りも含めてだと思っ  
ますが、総合的にあそこを開発そして充実させるというお考えがあることを伺って、非常  
にわくわくしております。

昨年10月の末なんですけれど、こんなことがありました。だいこんマラソンがありま  
したよね、神岡のある方がそのボランティアで物品販売に行かれた。そこで、袋に入った  
寒干大根を売っていた。参加された方がそれを買われて、目の前で開けて、食べた。「何  
だ、これ。まずい。こんなもの買わなければよかった」と言ってごみ箱にその袋を捨てた。  
それを見ていて寂しかったという話を聞いたんです。たぶん捨てた方は、美濃市の道の駅  
で売っている野菜スティック、それと同じように味付きのものを予想されたんだと思  
いますが、そうじゃないんだということがわからないんですね。せっかくヨーロッパのコン  
クールで認められて、先ほどの話にもありましたけれどもいろんなものと混ぜ合わせな  
がらこういうおいしいものができるんだよというそういった寒干大根が。じゃあ、宙ド  
ームで食べれるかなと思っていきました。食堂で聞いてみました。「あのここで、寒干大根  
は食べれますか」と。「うちはやってないです」。

3軒ありましたが全部食べれないと。できた物品販売のところへ行きました。地元の産  
品、お酒と並んで寒干大根置いてありました。聞きました。「これ試食できないですか」、  
「試食はやりません」どこへ行ってもこういったものは、こういう味だとあるんだけども、  
「少し食べると買っていかどうか迷うんだけど」と言ったら「いや、このへんの人は皆  
さんどうやって食べるか知ってみえますから商品を置いていません」堂々と言われまし  
た。「じゃあ、神岡の町の中で寒干大根の料理、食べれるところはありますか」と言っ  
たら「たぶんないと思いますよ」と言われました。あちこち探して「どこへ行ったら飛騨の  
名産である寒干大根を食べれるかな」と。「それだったら味処古川へ行けば食べられるぜ。  
地元の産物を出しているよ、弁当」「あ。あそこ以外にないですか」と言う「ない」と  
いうんですよ。非常に落胆というか、そういうものなのかなと思ったんですけれども、飛  
騨市の伝統作物試食会、ありますね。なつめ、あぶらえ、あずきな、みょうが、白たまご、  
白坂かぶら、種蔵紅かぶら、船津かぶら、こういった隠れたおいしいもの、すばらしいも  
の、食文化。販売は午前中もありましたけれど業者だと思います。そのものを使って製品  
にして売るとするのは、公的なものではないと思います。なかなかそこに踏み切れないこ  
とがあるかもしれませんが、だとしたらこういったものを開発したら市としてもその  
業者に対する応援、もちろんしていらっしゃいます。けどもそれを売ること、紹介するこ  
と、そしてそのことをあとやっていこうと思うような若者たちが地元のその農家の方  
たちがこれをつくったらこうやって紹介してもらって売れるんだという夢を持てるよ  
うなそんな場所がいま必要なんではないでしょうか。難しいことではないと思うんです。だ  
って、先ほども言いましたけれども、どこの全国的に道の駅を通じながら一生懸命やっ  
ていらっしゃるんです。だから私たちも議員たちで2年前ですか、仙台へ行きましたよ。そ

してそこがまさかのときの避難地であり、その文化であそこでやっていた南米の楽団が古川町のあの会場で音楽をやり、神岡町でもやるんです。交流しているんです。そこがいろんな意味での素晴らしい発祥、サテライトスタジオになっているんです。そういったものをぜひぜひ先ほどありましたけれども、もっと道の駅だけじゃなくて周囲のものを取り込んで、そして紹介できる、そういったものにしたいと泉原部長言われましたけれどもお願いします。リードしてください、そして応援してください、これからも。市長いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まったくその通りでありまして、そこが本当に大きな課題だというふうに思っております。この今回の予算の中で、その地元の農産物と飲食店をつなぐプラットフォームの事業というのを重点施策の中に盛り込んでいます。それがまさしくそれに向かっていこうということなんですね。私3年、こうして市長をやらせていただいておりますけれど、とにかく掘り起こしだということから始まって、いまの伝承作物の制度をつくり、それを掘り出してくる。また個々のいろんな寒干大根にしてもそうですけれども、さまざまなその資源を、とにかくまず鮎にしても、薬草にしてもエゴマにしてもですね、掘り出してくるというところをやったんですが、いま一番課題と思っているのはそれを地元の飲食店が理解して使ってくれるというところまでいっていないことなんです。そこをとにかく平成31年度の大きな取り組みとしてやりたいというのが私自身の思いでもありますし、市の政策でもあるということなんですね。やっぱり個々にですね、私もやっぱり飛騨古川の街の中でもそうなんですが、出してほしいものっていっぱいあるんですね。話をするんですけども、やっぱりどうやってやったらいいのかがわからない。どこで手に入るという流通のこともよくわからない。いろんなことがあって、例えばその旅館・ホテルの夕食・朝食の中に例えば寒干大根が1品出てくる。十分ありうる話なんですけど、そこまでのまだ意識づけと情報共有とそこまでの取り組みができていないというのもこれが飛騨市の非常に大きな課題であり、そこを克服していく取り組みを開始するのが平成31年度のテーマだとこのように思っています。

また米なんかでもそうなんですが、普通に黙って米を出すんじゃなくてですね、ごはんを出すのではなくて、やっぱり例えば飛騨こしひかりにこだわってもらえれば飛騨こしひかりだということを表示して出すだけで、来た人の印象はがらりと変わるわけで、いまそれも平成31年度の予算の中にありますけども、そういうことを表示するデザインとかポップとかそういうものをまたつくって提供するというようなことも含めてやっていきたいと思っておりますし、また宙ドームについてもですね、協業組合の皆さんにも周辺の皆さんにももう口がすっぱくなるほど申し上げているのは、今回無料の施設にしております。これは、当然午前中の議論もありましたけれど、いま無料じゃないとなかなか人が

来ないということがあって無料の施設にするわけでありますが、逆にそれはそこから民間の事業者の方が売り上げをそれを機に上げていただかないことには市の立つ瀬がないということも申し上げておまして、実際に宙ドーム神岡でもですね、飛騨地鶏を使ったメニューとかいろんなことをいま研究していただいておりますし、こうした取り組みはひとつひとつ急激に全部一斉にということにはならないかもしれませんが、着実に実を結んでくると思っていますので、ここはですね、そういう強い意欲を持って、強い意識を持って、平成31年度、重点的に取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。むかし、せんべいと思っていたものが、若者が工夫することによって、これはすばらしいクッキーだということで、私の友達、北海道ですが、「ぜひあのクッキーを送ってほしい。お使いものにしたい」若者の発案がせんべいというものからひとつ世界で通用する、これはめずらしい本当においしいクッキーだというまでに成長しました。飛騨市を訪れる観光客は、土産物を買いくるだけが目的ではないと思います。いま観光資源というのは、どちらかというと日本人は自分探しの旅が多いのではないかと思います。自分を主人公においてその場所に行き、自分なりのドラマをつくって確認する。そのことは、次リピーターとなります。また人に話せます。飛騨市は観光都市ではないと思います。しかし、ここは「あんきなまち」そのイメージは変わらないと思います。それを全国の人にアピールするために高山市へ行って、その帰りに寄って、本当にリフレッシュできたと思われるようなそんなまちがかつてはありました。いまもあります。それを維持するためにいろんなかたちで皆さん方努力されていますけれども、ちょっとしたことでさじ加減で、それがもっと確認できるのだったら、こんな楽しいところはないと思います。若者たちが夢を抱けるまちになるとと思います。どうかこれからもよろしく願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で6番、中村議員の一般質問を終わります。

次に7番、徳島議員。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは、議長からお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は大きく2点、児童生徒のいじめとスーパーカミオカンデ等の画像使用協定締結についての2点についてお伺いいたします。

まず1点目、児童生徒のいじめについて。児童生徒の虐待、いじめに関わる報道として千葉県野田市立小学校4年生の女子児童が自宅浴室で死亡した事件で、女子児童が2017年11月に「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかなりませんか」と回答した学校アンケートのコピーを、市教育委員会が暴力を行っていた父親、傷害容疑で逮

捕に渡していたという不適切な対応が明らかになりました。2月には平成23年10月、大津市で中学2年生の男子生徒が飛び降り自殺し、両親が頻繁に暴力受けたり、成績表を破られたりするなどの学校のいじめが原因だったとして、当時の同級生3人とその保護者に3,800万円余の賠償を求めていた訴訟で、大津地方裁判所がいじめが自殺の原因になったと認めて3,700万円の支払いを命じる判決が出ました。最近、いじめや子ども虐待の報道が目につくようになりました。そこで、飛騨市の現状について4点伺います。

1点目、いじめの現状について。文部科学省が実施した問題行動・不登校調査によりますと、全国の小中高校などで平成29年度のいじめが前年度から9万件増加し、41万4,378件と過去最高を更新いたしました。岐阜県は、小学校3,083件、前年度比98.9件、47.2パーセント増、中学校1,300件、前年度比346件、36.3パーセント増、高校400件、前年度比96件、31.6パーセント減、特別支援学校51件、前年比17件、50.0パーセント増と報告されています。高山市のいじめ件数を見ますと小学校168件、前年比134件、394.1パーセント増、中学校35件、前年比マイナス7件、16.7パーセント減となっています。飛騨市でのいじめの現状を伺います。

2点目、アンケート調査について。いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として、「いじめを早期に発見するため、当該学校が在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。」といじめ防止対策推進法に「いじめ防止基本方針」として定めています。学校はどのようなアンケート調査を、どれくらいの頻度で行われているのかを伺います。

3番目、いじめの正確な認知と防止対策の取り組みについて。昨年3月に総務省行政評価局が発表した資料によるといじめの定義に関し、全国の公立小中高249校を抽出調査したところ、24パーセントに当たる59校が法律の定義よりも狭く解釈していた。加害行為の「行為が続いている」、「集団的」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差異の要素などいじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめと認知せず見逃したり、深刻な事態を招いたりする恐れがあると改善を勧告をしています。

「いじめを未然に防止するためには、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要である」と昨年3月の文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の通達でも述べられています。

学校は、いじめ・人権に関する事項を児童生徒に関してどのように指導するのか。また、教職員がいじめの事案に一生懸命対応していく中で、対処する力を身に付けるのと同時に教職員それぞれのいじめの概念がつけられ基準がばらついている可能性があります。いじめの定義の再確認・基準の統一を図るため、いじめ防止対策の周知徹底を図る観点からどのような対応を行っているかを伺います。

4点目、保護者・地域住民の申し立ての対応について。千葉県野田市の小学4年生が死亡した事件で、アンケートを見せるように抗議する父親に市教育委員会は課長と担当者

の二人で対応し、父親からのいじめを訴えたアンケートのコピーを「威圧的な態度に恐怖を感じ精神的に追い詰められて、やむにやまらず出した。」と父親に渡すという子どもを守る使命とはかけ離れた不適切な対応を行っています。申し立てや抗議に来所された保護者や地域住民の対応では、恫喝や脅迫されることもあり得ます。教育委員会・学校は保護者や地域住民からの申し立て、抗議にどの様に対処するかを伺います。以上、4点伺います。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

答弁の前に暫く休憩いたします。

（ 休憩 午後1時55分 再開 午後1時55分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

議員のいじめについてのご質問にお答えをさせていただきます。1つ目のいじめの現状につきまして、教育委員会と学校では、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」、「いじめは、見ようと思って見なければ見付けにくい」、「いじめには組織で対応する」の認識に立ちまして、いじめ問題に対応しております。

飛騨市における平成29年度のいじめ認知件数は、小学校が前年の約20倍で278件、中学校は約10倍の85件と、大幅に増加しています。しかし、子どもの状態が前年に比べて大きく変化したというわけではありません。

これは、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定がございました。「いじめの定義」の解釈が再認識された結果、これまで見落としがちだったいじめを教職員が積極的に認知したためだと認識しております。

実際に、いじめを認知するのは、本人・保護者からの訴え、児童生徒のアンケート調査の記述、児童生徒の様子の変化に教職員が気付くなどのきっかけがありますが、訴えやアンケートの記述は増えておらず、教職員の意識が変わったのだと考えております。

例えば、「授業中、発言の音が小さかったAさんに「もっと大きな声で話したほうがいいよ」と助言したところ、Aさんはその言葉に深く傷ついてしまった」あるいは、「男子2人が体育の授業中、野球の判定で言い合いになり、お互いの悪口を言い合っけんかになった」というような事例もいじめとして、カウントするようになりました。

「大げさな」という声もあるでしょうが、このような事例が深刻ないじめに発展し、み

ずからの人生を閉じてしまう事態に至ることもあります。したがって、いじめの認知件数が増えたことは、教職員のいじめへの意識が高まり、以前より目が行き届くようになった表れだと考えております。

2点目、アンケート調査についてです。各学校では、年間に2～7回、さまざまなアンケート調査を実施しており、この中でいじめが把握されることがあります。例えば、古川小学校では、「心と体の健康調べアンケート」3回、「学校生活についてのアンケート」2回、「集団生活アセスメント」2回、合計7回が実施されています。平均では、学期に1回というところが多くあります。

主な質問は、「学校生活で、どんなことが楽しいですか。」「あなたは、困っていることがありますか。」「あなたの学年や学校で困っている人はいますか。」などがあり、項目を選択し、自由に記述します。

この記述の中でいじめが把握されることがあり、その場合には、教職員やスクールカウンセラー等による教育相談を実施して詳しい状況を調査し、組織的な対応を進めるようにしております。

3点目、いじめの正確な認知と防止対策の取り組みについてお答えいたします。いじめ防止対策としては、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応」が重要であると捉えております。「いじめの未然防止」では、議員ご指摘の通り、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要です。

飛騨市では、「話す人の目を見て、だまって最後まで聴く」ことは、「相手を大事にしている、信じているという心と心をつなぐ思いやる姿」として学習習慣確立指針に掲げ、その値打ちを語り、姿と心が身に付くよう日々継続して指導しています。

また、日常的に行う「よいことみつけ」では、児童生徒がお互いのよい行動や素敵な気持ちなどを見つけて認め合えるあたたかい関係づくりを進めています。

次に、「いじめの早期発見・早期対応」については、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、職員会などで国や県が作成した資料を用いて「いじめの定義」を繰り返し確認し、すべての職員が同じ認識に立って早期発見、早期対応に当たれるよう努めています。

いじめの早期発見は、子どもたちの小さな変化やトラブルに気づくことから始まります。子どもたちのトラブルを「これはいじめだ、いじめではない」と区別することよりも、子どもをよく見て、トラブルに気づき、適切な指導を行うことこそ重要です。先ほどお伝えした、いじめの認知件数の増加は、その一歩だと考えております。

なお、いじめへの対応については、教育委員会と各学校が迅速かつ組織的に対応する体制をつくることが重要です。

校長会や教頭会、生徒指導主事会などでは、情報を共有し迅速な対応や継続的な見守りができる機能する組織になっているか、経験の長さや立場の異なるすべての職員に正しく認識され意識が高くなっているかなど、立ち止まって考えることも含め、繰り返し指導

しています。また、いじめの状態によっては、飛騨教育事務所生徒指導担当や子ども相談センター、飛騨警察署など関係機関と連携して対応しております。

最後に4点目、保護者・地域住民からの申し立ての対応についてお答えいたします。教育委員会や学校においては、保護者や地域の方からの申し立てに対し、迅速かつ誠実に対応することを大切にしています。しかしながら、教職員が対応と保護者の思いとの行き違いから、保護者が強い姿勢で意見を言われることもあります。

こうした場合には、まずは、複数の職員で保護者や地域の方の話にじっくり耳を傾け、相手の願いや困り感、不満といった思いを十分に理解するように心がけております。

しかし、議員がおっしゃる事案のような不当な要求があった場合には、毅然とした態度で対応します。

教育委員会としましては、対応する職員だけで判断せずに、迅速な報連相（ほうれんそう）に努め、組織で対応するようにしております。

学校においては、学校だけで判断せず、教育委員会と連携を密にして対応を進めようとしております。困難な状況が想定される場合には、危機管理課や飛騨教育事務所、飛騨警察署、子ども相談センターなどの機関と連携し、助言を受けて対応を進めます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○7番（徳島純次）

飛騨市も昨年は非常に増えたということですが、教育長が言ってみえたようにですね、小さなことも気づくようになったと非常にいいことだと思います。先生方の気づき、一律ではないと思うんですね、それぞれの方がばらつきがあると思うんですが、そこより均一化するためには、やっぱり先生に対する研修も必要だと思うんですがどのような研修を、先ほどは朝のミーティング等と言うという話でしたけれど、それ以外に講師を招いての研修だとかですね、カウンセリングの実習だとかそんなような研修も行っているかどうかお聞きいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

お答えいたします。研修はたいへん多く行っております。飛騨教育事務所で担当者を集めて行う研修もございます。年間数回。それから飛騨市におきましても生徒指導主事会というのを4回とそのほかに市の生徒指導研究協議会という、これは小中高、保護者の方とかも警察もふまえた研修会です。これを年2回。そして各学校におきましては、国や県からたいへん具体的な事例を使った研修の資料がたくさん出されておりますので、それを使いましてことあるごとに研修を進めているところであります。

○7番（徳島純次）

飛騨市はですね、ネットを見てもいじめの件数の公表はされていないんですが、いじめの件数を公表をされているところも自治体もあります。私はですね、皆さんにこれぐらい

のいじめがあるんですよというのをですね、知らしめるのと、それからこのような内容ですね、このような軽いものから重いものまでであると思うんですが、このような感じの内容のいじめがありますよというのを公開したほうが、より地域の方にですね、いじめの現状を認識していただいて、いじめに対する対策がとりやすくなるでしょうし、地域として全体でそれに対応することも可能になるのではないかなと。だからむしろ私は、いじめに関する情報というのは公開してですね、皆さんに開放したほうがより対策が進むのではないかと思いますけど、教育長の考えを伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

ありがとうございます。そのようにたいへん心配していただいていること、本当にありがたく思っております。私もそのように地域の皆さんと一緒に子どもたちを見守っていく体制をつくっていきたいというふうには考えております。ただ、いきなりここで数を発表するということはかえって誤解を招くと思いますので、これから順次、周知をする方法を考えながら、進めて、公開できるものは公開してまいりたいと思っております。そして学校等では、もうすでに保護者の皆様へはこんなふうに変わっていますよということそれぞれのところで、ことあるごとにお伝えをいただいていると思っております。

○7番（徳島純次）

千葉県野田市のですね、家庭内で暴力を受けた件は、学校のアンケート調査でわかったわけですが、学校はですね、この事例のように家庭内の内部の情報を知りやすい場所、いまのようにアンケート調査もそうですし、先ほど言われたよく観察してですね、体の一部にあざがあるだとか、そういうものから異常を感じることができると思うんですが、そういうものを含めてですね、ここ最近飛騨市では家庭内暴力を疑われるような事例があったのか、ないのか。できる範囲でお答えください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

その件に関しましては、申し訳ございませんが、たいへんデリケートな問題で、個人情報に関しますので、お答えを控えさせていただきます。

○7番（徳島純次）

個人情報の問題ということで、ただ私はこういうこまかい事例じゃなくて、たぶんただこういうような案件がありますよと。もしくはこういういじめ、家庭内暴力はありますよぐらいはですね、公開してもいいのかなというふうには思いますけど。絡むのか知りませんが、長期欠席の児童というのは現在みえますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

おります。

○7番（徳島純次）

その長期欠席の児童のですね、身の安全の確認はできているか。それを伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

確認をしております。

○7番（徳島純次）

よく長期欠席でですね、身の安全が確認できなくて、長い間長期欠席のまま、そのうち亡くなりましたというような話も聞きますので、ぜひ長期欠席の場合はその理由が身の安全確認をですね、常に怠らなくやっていただきたいなというふうに思います。

先ほどいじめは件数ではなくて、やっぱりその対処ですね、それから気づきだと思ふんですね。件数が増えるということはいじめがあるということをも早く気付くということですから悪いことではないと思ふんですね。ただそれを防止するための防止対策としての先ほど先生への教育だとかですね、生徒への教育も大切だと思いますし、それからそういう事案が出てきたときの初期の対応ですね、小さいうちに芽を摘み取ってしまうというように組織としての対応をぜひこれからも行っていただきたいなというふうに思います。

それでは、2番目の質問になりますけど、スーパーカミオカンデ等の画像使用協定締結についてということでお伺いします。

東京大学宇宙線研究所神岡宇宙素粒子研究施設のホームページに掲載されているスーパーカミオカンデ画像データの利用規約では、「原則として商用利用、神岡宇宙素粒子研究施設とその研究に関連の無い内容の記事での利用、また素材集など、画像の再配布となる利用はお断りします。」と利用できる範囲を定めています。

名刺、公共的な封筒、観光パンフレット、公共的なホームページ、市が協賛や後援などを行っている各種イベントや大会用チラシなどにハイパーカミオカンデのイメージ図を含むスーパーカミオカンデやKAGRA等の画像を使用することにより、飛騨市及び神岡宇宙素粒子研究施設のPRが出来る便利なツールとなり、多方面に利用することができます。ハイパーカミオカンデの建設に向けての調査が開始される時期でもあり、これらのツールにより多くの人々に知っていただけることは、非常に有益なことと考えます。

さらに、これらの媒体に「神岡宇宙素粒子研究施設」や「飛騨市ふるさと納税」のURLのQRコードを印刷して研究所の紹介、応援をすることができます。

画像等の使用を現在よりも広い範囲で利用できる協定の締結について、市の対応を伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

スーパーカミオカンデ等の画像使用協定締結についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、飛騨市と東京大学宇宙線研究所は、平成29年1月に連携協力協定を締結いたしました。本協定により、3月27日にオープンする「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」についても全面的なご協力をいただき整備を進めているところでございます。またですね、本協定によりまして、GSAの実行委員会や市内の商工団体の会員がスーパーカミオカンデ等の画像を利用した商品開発ができるようになり、多くの連携グッズが販売されるようになってございます。

ここでですね、まずもって、ご理解いただきたいのは、ここまでの道のりは簡単なものではなかったという事実でございます。スーパーカミオカンデなどですね、世界に通用する実験施設の写真を観光PRなどに使用したいとそういったご意見はかねてより多く寄せられておりましたが、学術目的で設置された実験施設であること、研究にはですね、諸外国の方々も参加されていることなどからですね、当然、商業目的での使用というのは制限されざるを得ませんでした。そんな中であってですね、市行政として、さまざまな啓蒙活動を協働の取り組みとして実施したり、研究環境の向上に資するべく、さまざまな課題を一緒に解決したり、KAGRA等の設置にあたって、最大限の協力をおこなったりと、信頼関係を強固なものにすべく努力をしまりました。この蓄積の上でですね、先に述べた協定の締結がありまして、地域社会の発展に寄与する事業を協力して進めることが可能となり、連携商品などが生まれるに至っているところでございます。

写真の利用についても同様にですね、柔軟に対応していただいているところでございます。市の発行するチラシやパンフレットなどに使用させていただいているところではございますが、その都度、一つ一つ相談しながら進めさせていただいているところでございます。これはですね、宇宙の真理を真摯に探究しようとする研究者の方々ですね、思いに寄り添いながら、研究自体のイメージを損なわないようにするために最低限、必要なモラルであり、マナーであるとの認識にたっているからでございます。

現実にですね、今までも複数回にわたりまして、画像の使用について協議をさせていただいているところでございますけれども、研究者のお気持ちとしてですね、やはり認めることができないというような事例も散見されているとお聞きしております。議員からはですね、現在よりも広い範囲で画像を使用することができる協定の締結をとのご提案でございまして、こういった事情もございまして、今後とも、先に述べました基本方針で臨みたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○7番（徳島純次）

研究されている先生方との交渉でですね、非常にご苦労されているのは重々承知して

おりますし、難しいのはわかるのですが、一方ですね、研究をPRしたりですね、飛騨市をPRするために例えばその名刺の裏に現在使用されているカミオカンデの検出器がついている写真ですね、ああいうものだけ、1種類でもいいのですが、ああいうものをつけて名刺交換するときに「こういうところなんですよ、ぜひ来てください。」というようなことですね、言ったり。それからいろんな大会のチラシだとか、イベント、それから神岡を紹介するようなチラシ、そういうものにそれをつけてですね、その写真を見ながら、またこういう話をして、PRするということが可能になりますので、一般の人を対象にではなくて、例えば飛騨市ですね、観光協会だったり、商工会議所だったり、商工会だったり、そういうところで作られる名刺だとかチラシだとかですね、そういうものに対してそういう限った画像を使うというのであれば可能性はあるんじゃないかなと思いますけれど、どうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

お気持ちはたいへんわかるところでありますけれども、やはりそういったことにつきましてもですね、ひとつひとつ相談をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○7番（徳島純次）

それはケース・バイ・ケースでそのとき相手方と交渉しながら取り進めていきたいという意味合いですかね。それともこういう協定を結ぶことは一切今後とも考えないということですか。どちらでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

協定については現在結んでいるものがございまして、そういったことがあればですね、ひとつひとつ相談をさせていただきたいということでございます。

○7番（徳島純次）

それは例えばある大会があって、そのチラシにそういうものを使いたいという場合は、市のほうに申し出をすればいいということですか。市のほうでそれに対して向こうと折衝してくれる、もしくは個別に折衝してもいいのですか。そのへん伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

お答えを申し上げます。現在ですね、この商品開発のほうにつきましてもですね、基本的には事業者の方は商工会、商工会議所を通じまして、そのあとに飛騨市のほうにもってきて飛騨市から東京大学に話をつないでいるというところでございますので、そうい

った流れになるのではないかというふうに考えております。

○7番（徳島純次）

もう少し広い範囲で使えるようにですね、ぜひ今後ともですね、努力をしていただきたいなと思います。地域の商工会議所の方からもですね、もう少し利用する範囲を広げられるといいんだけどなど。それは写真をつけてですね、やっぱり相手と話をするときその写真を見ながらいろんなことを話題にできてですね、商談もうまくいく。商談もうまくいくと言うとだめなのかもしれませんが、話が進んでいくというのがありますし、先ほど言ったように研究施設のPRにもなりますし、飛騨市のPRにもなるということで、もう少しその柔軟に考えていただくようにですね、今後とも努力をしていただきたいなということをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で7番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。再開を14時35分といたします。

（ 休憩 午後2時22分 再開 午後2時35分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に2番、井端議員。なお質問中資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

皆さん、こんにちは。議長よりお許しをいただきましたので、質問を大きく2つにわけて質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、総合保健福祉センターハートピア古川の施設について質問をさせていただきます。1、ハートピア古川の入り口の冬季安全管理について質問させていただきます。

市民の方から次のような相談をいただきました。所用でハートピア古川へ訪問した際、入り口付近の凍結により滑って転倒し、全治1カ月の怪我を負われたということです。ご本人は自身の不注意が原因であるのでやむを得ない面もあると言っておられますが、可能な限り対策を講じるべきと考えます。

課長等にも報告させていただき、私自身も現場を確認しましたが、安全管理上問題があるように感じます。お手元に資料がありますが、見ていただければわかるかと思います。「落雪注意」の看板が多数あり、落雪による事故を防止する意図は見受けられますが、一方で落雪対策により徒歩では傾斜のついたスロープでしか入り口に近づけないような状況になっています。けがをされた方もスロープ近くで凍結により転倒されたようです。

ハートピア古川は総合福祉施設です。デイサービスの利用もありますし、障がい者等の福祉避難所にも指定されています。一般的に来訪者は高齢の方、妊娠されている方など体力的に無理のきかない方が他の行政施設より必然的に多くなりますので、より一層の安全対策が必要ではないかと考えます。

ハートピア古川は福祉に関する重要な施設ですので、スロープ部分の滑りにくい舗装、凍結対策、落雪が起きにくい屋根の修繕を行うなど利用者が不安を感じることをないような可能な限り対策を講じる必要があるかと思います。市の考えをお伺いします。

2つ目、ハートピア古川の駐車場について。ハートピア古川は前の質問でも言ったような方々が多く来館されます。駐車場はハートピア古川裏側に駐車場がありますが、簡単な所用であれば、ついついハートピア古川の横の道路上に止めてしまいます。私自身もついつい止めてしまい、反省するところがございます。美術館へみえた方や市長がご尽力された「飛騨市こどものこころクリニック」についても同じことが言えるのではないかと思います。

ハートピア古川横の道路と美術館の間に植樹スペースがありますが、植樹は必要だと考えますが、現状はかなり広いスペースとなっていますので一部を駐車場として整備して利用することはできないでしょうか。市の考えをお伺いします。

以上、2点についてお願いをいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目のハートピア古川の入りの冬季安全管理についてお答えします。

ハートピアの敷地内で、けがをされた方にはこちらで状況を把握しておらず、心よりお詫び申し上げるとともに、お見舞い申し上げます。

ハートピアの入りの入口付近は、冬季は積雪や凍結により滑りやすくなっており、特にスロープの凍結防止には気をつけてまいりました。

スロープにも消雪装置はありますが、それだけでは追いつかないため、職員が除雪作業や融雪剤散布を行っております。消雪の水や雪解け水が凍結して危険な朝は、特に念入りに散布しております。

また、ハートピアは瓦屋根であり、面積も大きく、勾配も急で落雪しやすいため、落雪の危険のある場所にはあらかじめテープを張り、進入防止の対策をし、近づかないよう注

意喚起を行っております。

議員ご指摘のとおり、ハートピアには、ご高齢の方や妊娠中の方、お子様連れの方もたくさん来館されますので、安全管理には特に配慮が必要な施設であると認識しています。

今後の対策としては、スロープの防滑舗装やロードヒーティング、また屋根の形状変更や屋根付き歩道の新設などいくつかの方法が考えられますが、コスト面も勘案しながら、一番効果的に安全管理を図れることのできる方法を検討したいと考えております。

次に2点目のハートピア古川の駐車場についてお答えします。6月議会で住田議員より若宮駐車場近辺の駐車場利用に関する一般質問がありました。ハートピアと飛騨市美術館の間の通路の縦列駐車を解消すべく、若宮駐車場の一角にハートピア利用者専用区画を設けましたが、利用状況をみると、縦列駐車は後を絶たず、専用区画は空いたままという状態が続いております。

ハートピア横の通路は、特にお子さん連れの来館者には移動距離も短く使いやすいようですが、美術館のリニューアル計画や景観上の配慮も必要ですので、新たな駐車区画の設置については、検討をさせていただきたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○2番（井端浩二）

前向きな答弁ありがとうございます。果たして市民の方からも「凍結で滑るから危ないよ」とかあるいは「駐車場がほしい」とかという声は実際に今まで上がったことがあるのかちょっとお伺いをさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

入り口付近が滑るということについては来館の方からは何回か声をいただいておりますので、本当に注意をしております。ただこのような結果になってしまいましたので、配慮が行き届かなかったと反省しております。あと縦列駐車のスペース部分については、あの部分に駐車場をつくってほしいという声は私どもには入っておりません。実際にいま車を止めていらっしゃるのです、そのような声が入ってこないのかなというふうに思っておりますが、美術館とハートピアの間に両側に車を止めていらっしゃいますので、かなり通路としては狭くなっているという状況もありますので、何らか改善する方法があれば改善したいなというふうには考えています。

○2番（井端浩二）

この資料の写真を見ていただいても、はやすでに車は止めてあります。そして交流センター側から見るとたしかにこの植樹スペースというのは、広くて気持ちがいいと言いますか、あっても不思議じゃないなという感じがするのですが、やはり駐車のことを考えると少し数台の駐車スペースはあってもいいのではないかなということを思います。飛騨市こどものこころクリニックでは完全予約制ということで、あまり駐車がないかもしれ

ませんが、美術館等については、駐車スペースが必要じゃないかと思しますので、教育委員会の事務局長に質問させていただきますが、美術館としては駐車場が必要なのか。あるいはそういう声が上がらなかったのかということを確認をさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

来館者の方から車はどこに止めたらいいのですかという問い合わせはあったようですが、建物裏と申しますか、農免道路側のところに区画線は引いてはないんですけども止めるスペースがございませぬ。また若宮駐車場のほうにもお止めくださいというようなことで、促しておるそうございませぬ。

○2番（井端浩二）

ということはぜひともあったほうがいいと思しますので、また市民福祉部長とも相談をしながらご検討していただきたいと思っております。

屋根のほうの修繕、あるいは凍結の防止の件ですが、いまはきのう見に行ったらもうそのコーンとかはすでに取り除いてありますが、何とかことしの雪が降るまでをお願いをしたいと思っておりますが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

次の冬までには何らかの対策ができるように向かっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（井端浩二）

はい、ありがとうございます。ぜひことしの雪が降るまでには、凍結対策とか屋根の落雪の注意をしていただけるように工事をしていただけるようお願いをしたいと思っております。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、飛騨市宿泊数の増加について質問させていただきます。2つ質問させていただきます。

1つ目、宿泊業者・民泊業者とタイアップして宿泊数を増やすことはできないか。飛騨市にはいろいろな観光施設があり、またイベントも多様なイベントが開催されています。関係者各位のご尽力により観光客の来訪に繋がっており、関係者各位に感謝申し上げるところでございます。

中でも神岡町のレールマウンテンバイクのガッタンゴーでは溪谷コースが新設され、昨年は5万1,460人と大幅な増加になっています。また、ことしは21回目を迎える神岡山の村のだいこんマラソンでは約1,500人、神岡ジオ・スペース・アドベンチャ

一では685人と神岡町だけでも多くの観光客やイベント参加者がいます。ことし3月27日には先ほどありましたが、ひだ宇宙科学館カミオカラボがオープンして、観光客の増加が期待されるところでございます。

これだけの観光客やイベント参加者がある一方で、それが飛騨市の宿泊増には直結していないようです。イベント等の案内においてインターネットでの宿泊紹介、予約対応もされていますが、奥飛騨温泉郷や高山への宿泊はあっても飛騨市内への宿泊にはつながっていないのが現状であり、飛騨市内の宿泊者をどのように増加させるかが今後の課題ではないでしょうか。

宿泊業者や民泊業者と観光施設・イベント関係者との連携が必要だと思いますし、市としても各関係者との連携・タイアップに取り組む考えはあるでしょうか。市の考えをお伺いします。

2つ目、飛騨市コンベンション支援事業のような支援ができないかということです。飛騨市コンベンション支援事業は飛騨市内における10名以上、スポーツ大会、合宿は50名以上の宿泊を支援するものとして、昨年は7,000名程度の対象者がおり、一定の効果が見受けられます。宿泊増への支援対策として、10名以上の人数条件やその他の条件について、より利用しやすいよう見直す考えはないでしょうか。

以上、2点について質問をさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、宿泊業者や民泊業者とタイアップして宿泊数を増やすことはできないかについてお答えします。

市内のイベントやレールマウンテンバイクをはじめとする観光施設に多くのお客様が来訪いただいておりますが、宿泊につながっていないことは以前より認識しているところであり、例えば、レールマウンテンバイクについては、全宿泊者のうち飛騨市内に宿泊された方は約12パーセント程度と低いのが現状です。

このため、市では、市内の宿泊者数増を図るべく、イベントや観光施設と連携し、利用割引などと飛騨市内での宿泊を条件としたツアーの造成を国内外の旅行会社に対してセールスを重ねていますが、市内の宿泊を求めるニーズは高いものの、宿泊施設そのものの問題として、収容人員やアクセス、施設の老朽化によりサービス面で不安を抱えるなどの理由から敬遠され、他地域の宿泊施設が選ばれてしまうことが非常に多く、苦慮している状況です。

また、観光客目線で宿泊施設を選ぶ際に、飛騨市内の多くの宿泊施設はお客様に選ばれるだけの環境ができていない、市場ニーズに対応していないなどの課題も指摘されており、旅行者や観光客のニーズに応えられていないのも問題であります。

加えて、楽天トラベルやじゃらんなどのオンライントラベルエージェントに登録していない施設も多く、お客様が宿を選ぶ段階ですでに選択肢から外れているケースもあります。

市としては、例えばレールマウンテンバイクと連携して夜の「トロッコ・星空ナイトコース」などの商品を市内宿泊者限定で開催するなど、関係者の皆様との連携、民間事業者同士の連携による誘客対策を検討しておりますし、今後とも取り組んでいきたいと考えておりますが、何よりもまず魅力ある宿泊施設が増えないことには、お客様には選んでいただけないのが現状です。

このため、宿泊事業者の方々に、特徴を出したり環境を整備するなど、お客様に選ばれようとする努力をしていただけるよう、引き続き、働きかけを強めていきたいと考えております。

次に飛騨市コンベンション支援事業のような支援ができないかについてお答えします。

コンベンションとは、学会や国際会議などの団体で行われる行事を意味しており、制度の趣旨から現在の10人という人数条件については最低ラインであると考えているところです。

現在、当市におけるコンベンション誘致の課題は、宿泊施設や利用施設の収容能力が大きくなく、大規模なスポーツ大会や数百人規模の国際会議は誘致できないことや、スポーツ合宿について、トップシーズンである夏休み期間にはグラウンド施設が予約でいっぱいであり、これ以上の大会誘致・受け入れができない状況であることです。

そこで、新年度からはスポーツ大会・合宿の誘致活動は維持しつつ、比較的年間通して利用が見込める音楽合宿などのセグメントに対して誘致活動を積極的に展開したいと考えております。合宿の際に負担となっている楽器運搬費用なども補助の対象とするなど、音楽合宿を考えている団体により利用しやすい制度とする予定としており、今後利用者ニーズを調査しながら制度の内容についても検討してまいりたいと考えております。

また、特に市の有する屋内施設の利用促進策として、大学生をターゲットとした誘致活動も重点的に展開したいと考えており、本制度を広く周知する方策として、名古屋広告デザイン専門学校と連携して学生向けのパンフレットなどによる広告宣伝活動についても計画しているところでございます。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○2番（井端浩二）

今部長が言われましたような宿泊施設に対応といいますか、老朽化が進んだり、インターネットの対応ができていないというたいへんそういうところでもわかっていますので、またそのへんもまた旅館組合等にも働きかけていただきたいと思います。おぼくもレールマウンテンの事務所へちょっと話を聞きに行ったんですが、観光旅行会社がやるようなこのパンフレットで当然ガッタンゴーとタイアップして、ロープウエーあ

るいは足湯の平湯温泉などでタイアップして日帰りコースをつくっています。何とか古川の白壁土蔵あるい牛肉、昼食でも結構ですし、あるいはいまこのレールマウンテンは体験型のツアーと見学ツアーとちょっと違うのかもしれませんが、やはりそのせっかく古川へ来ていただくような食事あるいは白壁土蔵、さっきも話をしました起こし太鼓会館とのタイアップができないか、ちょっと旅行会社に話かけられないか、そのへんについてはどうですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

いろんな体験メニューとか見学コース等を旅行会社とかセールス等に行っておりますので、そういうメニューをいろいろ作りまして、訴えていきたいなというふうに思っております。

○2番（井端浩二）

ぜひまたいろんな食事も含めまして、お願いをしたいと思っておりますし、レールマウンテンのことばかり言ってあれなんです、レールマウンテンのこのランチクーポンとかも出して結構好評だったので、またそのへんについても古川の食事券みたいなやつを考えていただければなと思っておりますので、そのへんについてもお願いをしたいと思っております。

宿泊部会とかにも私もそのへん働きかけていますので、何とか宿泊部会との連携をしていただいて、当然宿泊部会の皆さんの努力も必要でございますので、そういった面についてもまた言っていただきながらせっかくたくさんの方が神岡に来ておりますので、それを宿泊につなげるような少しでも12パーセント、たいへん少ないと思っておりますので、せめて2割、3割が泊まっただけのようなそういった企画をまたリードしていただきたいと思いますので、ぜひともお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔2番 井端浩二 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で2番、井端議員の一般質問を終わります。

次に5番、森議員。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

議長よりお許しをいただきましたので、本日最後の質問でございます。よろしく願いをいたします。私は大きく3点ございます。はじめに1つ、改元や皇位継承に伴う対応についてお伺いをいたします。

天皇陛下の退位、皇太子殿下の天皇即位を迎えるにあたり、一つの区切りとして、市長は、10年後、20年後の見通し、飛騨市の課題や取り組むことは、どのように考えてみえるのか。また、皇位継承に伴い、4月末からの10連休となりますが、市民生活や観光

客への対応、危機管理等の対応や、市民への周知を図るための情報発信等、以下の2点を伺います。

1つ、改元に伴い、10年後、20年後の見通しはについて伺います。

世界経済の失速や不安定な政情、地球温暖化やプラスチック等環境問題などは、大きな問題であり私達の生活にも直結しています。日本では、児童虐待、消費税改定に伴う政策の実施、災害時の対応、人口減少に伴う経済活動の推進など課題が多くあります。飛騨市においても、世界情勢、国・県の抱える課題に対して問題意識を持って対処しなければなりません。

天皇陛下の退位、皇太子殿下の即位を迎えるにあたり、一つの区切りとして、市長は、10年後、20年後の見通し、飛騨市の課題や取り組み等どのように考えてみえるのかをお伺いします。

2点目は、10連休に伴い市民生活や観光客への対応、市民保健課窓口、保育園、危機管理等の対応はについて伺います。

皇位継承に伴い、4月末からの10連休で、市民生活のごみ収集、飛騨市民病院の診察や救急対応、観光客への対応として、観光協会の祝日における勤務や、臨時駐車場の設営、市民保健課窓口の改元に伴う事務処理や証明事務の対応、危機管理、保育の一時預かり等の対応はどのようにされるのかお伺いします。

また、市民への周知を図るための情報発信はどのようにされるのかをあわせて伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

改元や皇位継承に伴う対応ということで、10年後、20年後の見通しと、たいへん大きなテーマでのお尋ねでございます。

平成の振り返りということもございまして、はじめに平成という時代を私なりに振り返ってみたいと思うわけでありまして、この30年間、大きな節目が何度かあったと思います。平成はもともと元年としてはバブルでありまして、バブル景気の真ただ中に始まったという時代でありました。私なりに考えますと、これは高度経済成長期の延長線上にあった、バブルの崩壊はいわば戦後の終わりを意味していたというように捉えておりまして、ちょうど折りしもその頃、国際的にも冷戦が終結して、世界の動きも第三極とか、あるいはテロに左右されるという時代になったのは、それを象徴しているんじゃないかと思います。

次の本格的な転機というのは、私は、平成6年頃であろうと見ておりまして、これは1995年です。Windows 95というのが出てきまして、パソコンとインターネットが本格的に普及を始めるというのがこの年でありまして、インターネットの普及というの

がその後の世界を大きく変えまして、グローバル経済を生み出し、この飛騨市のような中山間地でも世界経済の中にあるという動きは、まさしくここから始まったというふうに思っております。それが、人の意識も変えましたし、暮らしも変えましたし、地域、団体、組織というもののあり方も大きく変容させていったというふうに思っております。

国と地方自治体は、その際に本当はこの時代の変化にもっとついていくべきであったと思っておりますが、「失われた10年」というような中で景気浮揚に腐心するなかで、結果的に国債発行の増大を招いて、政策バブルというような状況が生まれたというのがこの時代ではなかったかと。そして、その反動が生まれるのが平成13年。これは21世紀に入った2001年ではありますが、小泉構造改革ということが言われたのが象徴するように、それまでの体制とか考え方の大幅な見直しが必要なんだということを、国民が圧倒的に支持をしたという時代ではなかったかと思っております。これは変わってやらなければいけないんだという潜在的なコンセンサスがあったからだと思いますし、この波がですね、地方自治体にも押し寄せて、平成の大合併というかたちでそれが形化されていったということではないかと思っております。

次の転機は、たぶん平成17年だろうと思っております、これは2005年ではありますが、総務省が初めて我が国の人口は減少局面に入ったと宣言したのがこの年であります。これ以降、我が国はおそらく今後向こう100年以上に渡って、経験したことのない縮小の時代に入っていくということでありまして、同時に、人口減少に伴う低成長が次第に明らかになる中で、世界に、海外に成長を求めるという中でグローバル化がさらに進んでいくという流れをもたらしました。平成20年のリーマンショックというのがそれを思い知らされた出来事だったのではないかと思っております、もはや地方の小規模自治体、小さな町ですらが、世界経済の中にあるということを思い知らされて、そこに乗っていかんかが成否を分けるという時代になったとこのように思っております。外国人旅行者の増加が急激に進むのが、この後のことでもありますから、これはまさしくそれを証明していたのではないかと思います、他方で、このグローバル化がいわゆる「格差」をもたらし、貧困問題、ワーキングプアの議論が高まったのは、記憶に新しいところがございます。

ただ一方で、その後冷静に、今一度日本の持つ力、あるいは地域のすばらしさというものをご再認識して、もっと成長主義ではなくて、足元をしっかりと見ながら、この地域、あるいは日本というものを発展させていこうではないかという考え方が生まれたのが、今の地方創生につながっているというふうに思っております、ちょうどこの時代、平成23年に東日本大震災がございましたが、絆の重要性が再認識されたというのは、時代の必然であったかもしれないというようなことを思っております。

こうして平成の時代を振り返ってみますと、時代の変化のタームが短くなっているということに気が付くわけでありまして、なおかつ、誰もコントロールができないグローバル経済の波に翻弄されるようになって、不確実性が増しているというようなことにも気

がつくわけでありまして。その中で、議員からは10年後、20年後という話ですが、なかなかそれを見通すことは困難でありますけれども、確実なことがいくつかあるのではないかと感じておまして、一つは、人口減少がますます進むということ、これは間違いのない事実であります。もう一つは、世界的には人口増でありますから、世界レベルでは経済成長が続いていくと、こういうことでもあります。

人口減少で人手不足が顕著になって、あらゆる分野で担い手が足りないという中で、世界経済は成長していくわけですから、製造業の輸出、あるいは観光の面では需要、旅行者数が増えて、それがさまざまな面で国内地域に無理を生じさせると、これは間違いなく今後起こってくるであろうというふうに思います。

現実には、私が市政を担うようになってからの3年間でも、3年前といまとは、起きていることが想像していたことと違うことが起こっております。介護現場での人手不足、これはますます進んできておりますし、製造業で取れていたはずの新卒が取れなくなるという現象が起こってきております。それから祭り等もですね、子どもや担い手の不足で見直しを余儀なくされるというのが、懸念、危惧ではなくて、現実のものになってまいりましたし、売上げの減少によって店舗が閉鎖すると、これは人口減に伴うものであります。これも次々と起こってまいりました。

しかも、この事態は一国の政府を持ってしてもおそらくこれは制御ができない事態でありまして、しかも、かつては何か手を打てば、これでしばらくは大丈夫というふうであったと思いますが、いまは穴の開いたバケツに水を注いでいるようなもので、どこまで行っても次の問題が発生し続けるという時代になっております。これが、おそらく今後さらに続いていくんだろうというふうに考えるわけでもあります。

ただ一方で、市内を見ますと、この時代に適応していこうという動きが確実に生まれております。例えば、ゲストハウスであります。たいへんいい宿泊施設をつくられて、サービスを提供する人が少なくても満足していただけるような業態の事業が始まっております。また、移住された方が自然なかたちで地域に馴染んでまちづくりの中心になったり、小さな企業やお店が斬新な商品を開発して全国に売って売上げを上げるという事例も出ております。また、外国人技能実習生が職場の中心になるという中小企業も現れておるわけでもあります。さらに、80歳を超える高齢の方が、介護の現場でできる仕事をやるんだという動きもありますし、移動販売で買い物をサポートするという動きが市民の中から起こってくると、こういうこともございます。また、地域資源を丁寧に見出して、盛り上げていこうという動きは確実に以前よりも強くなっているということも感じるわけでもあります。

これらは、先ほど申し上げましたように10年前ではあまり想像ができなかったことでありますけれども、現状を何とかしていこうという大勢の方々、市民の方々の強い思いと、知恵と工夫の結果、生まれてきたものであるというふうに感じております。

私は、こうした飛騨市の流れ、動きに大きな希望を持っておりまして、やはり何が起こ

るか想像ができない、不安だという中で、立ちすくんで身を縮めてしまうのではなく、前向きに変化して、動き続ける強靱さというのを飛騨市民は持っているということを痛感するわけであります。たまに私申し上げるんですが、進化論で有名なチャールズ・ダーウィンという人がおられまして、名言を残しておられますが、「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できる者である。」と、こういう名言を残しておられるわけでございます。ですので、ダーウィンが言うようにどんな事態でも対応できる気構えと、知恵と工夫で改善、改革をし続け、変化できる持久力、そして市民と行政が共に協力しあって動き続けるまちをつくりたいと、そんな思いで、新元号の時代を迎えたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは2点目のご質問、10連休に伴い市民生活や観光客への対応、市民保健課窓口、保育園、危機管理等の対応についてお答えをいたします。

新天皇即位日の5月1日を来年度に限り祝日とする法律が成立したことにより、祝日法の規定で10連休となります。

この10連休に伴う市役所の窓口等の対応については、ことしに入りましてから各部において検討を行っております。

このうち、ご質問のありました業務につきましては、ごみ収集は保健衛生カレンダーに掲載した内容のとおりで、可燃ごみについては通常どおり収集を行います。

飛騨市民病院については、診療を行う日を5月2日とし、救急外来は通常どおり行います。河合・宮川・杉原診療所におきましても5月2日に診療を行いますが、飛騨市こどものこころクリニックは、休診とさせていただきます。

観光客への対応につきましては、観光協会において当番制で職員を常時配置。臨時駐車場については、古川町市街地の交流センター駐車場を休館日に臨時駐車場とすることや周辺企業が休みの日はその駐車場を借りることを検討されております。

市民保健課の窓口対応については、5月3日に開庁し異動対応します。それ以外の日は、本庁及び振興事務所において、戸籍関係の受付や証明書発行は通常どおり日直者が対応いたします。

なお、5月1日は、新時代を迎える記念の日で大安ということもあり、婚姻届の提出者も多くなると予想されるため、本庁に日直者とともに市民系の職員を配置し、婚姻届の受付と婚姻の記念台紙の交付やパネルによる記念撮影などに対応いたします。

新元号に対応するため、住民情報システムの証明書の発行テスト、確認作業を行う必要があります。5月1日、2日は証明書の発行ができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

ます。

危機管理につきましては、平日の夜間や土日祝日の対応と同様、必要に応じて職員が登庁し対応いたします。

保育の一時預かりについては、いままでのゴールデンウィークと同様、日曜日、祝日は宮城保育園にて休日保育を行うため、現行制度で対応できると考えています。また、放課後児童クラブについては、4月30日と5月2日の2日間開設する予定です。

これら10連休に対する市役所業務の対応についての情報発信につきましては、4月の広報ひだ、市公式ホームページに掲載するとともに報道各社へ情報提供を行い、市民周知を図ります。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○5番（森要）

ありがとうございました。まず10年後、20年後先ほど市長からお伺いしました。私もやっぱり人口問題やら経済のことについても直結しているというようなことで、その都度その都度しっかりと対応していかなければならないんだなということを思っております。特にもう一つ、地球温暖化に伴って、やっぱり防災。これも災害、非常に大きくなってきています。それからプラスチックのストローとかあいつのものについても、非常に海洋を汚染をされて。そういったものについても私たちも中でどのように対応しなければならないのかというようなこともあるのではないかなというようなことを思っています。今後、その10年、20年というスパンで考えますけれども、ひとつの区切りとして、お伺いしたところでございますが、人口も10年後は2万人を割るというようなことも先ほどありますけれども、職員の、課の、組織の見直しについても人口は減るけどやっぱり仕事量はあまり変わらないかもしれません。事務改善等を踏まえてどういうふうにして職員を配置していくのか。そういった議会についてもどうするのかというようなことは大きな問題として今後一つの契機として考えていく必要があるのではないかと思います。そのへんについては市長、どのようにお考えか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然組織についても見直していく必要があると思います。またあす澤議員の質問でもありますのでご答弁申し上げたいと思っているんですけども。ある程度の計画的にいくということもありますし、退職者を補充するかたちで組織というのは、定数というのはだいたい組んでいきますから、そのときの行政需要を見ながらですね、そこはまた柔軟に対応していくということであろうかと思えます。ただ、この市役所というのは特に飛驒市のようなまちになりますと、もちろん市民生活を支えるサービスを行っているという側面もあると同時にですね、消防団でありますとか、地域の担い手を市の職員がまさしくここで勤めることによって家族も含めて地域を支えているという側面もございますので、いろん

なことを考えていかななくてはいけないのだろうと思いますけれども、いずれにしてもそういう問題も当然発生してくると思いますし、その都度また対応してくのだろうというふうに思います。

○5番（森要）

事前には通告していませんけれど、この10連休の慶事に際しまして、高山市では屋台が出るというようなこともありましたけども、飛騨市ではこのことに対しては何もないわけで、市民団体もなかなか動かないんですけれども飛騨市としては何かそれに代わるようなものとかある程度考えてみえるのかどうかをお伺いしたいと思いますが。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当初屋台の曳きそろえみたいな話もですね、やっぱりございました。ございましたんですが、まつり保存会なんかでもそういう声がありましたし、そうした動きがあったんですが、やはり各台組のほうもとても対応できないということもあって、ここは難しいというふうになってきたというふうに伺っていますし、どういうふうにとらえるかなんですけれども、即位の礼が秋にあるので、そのときではどうかというような話もですね、出たりしておりますけども、長期の休みでありますから当然お客さんはある程度増えるわけがありますが、逆に長すぎるので、あまり遠くにいかないのではないかと。近いところで動くのではないかとというようないろんな話がございます。ですので、特に飛騨市として高山市もその行事だけだと思いますけれども、特段大きなことはせずにむしろ市民生活への対応のほうを重点的に検討してきたところということでございます。

○5番（森要）

ありがとうございます。10連休の先ほどの対応を聞かせていただきました。観光、先ほどの駐車場の問題については、民間等の駐車場も確保したいということですが、やっぱり10連休にはたくさんの方がくるとおられますし、その駐車場なかなかたいへんなので、いまその民間というのはどういうところを想定してみえるのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

民間の駐車場につきましては、若宮駐車場周辺の企業の方をお願いをしております、まだ企業のほうでその連休の就業の日程が決まってないということですが、4月になったら決まるということで、空いているときは貸していただけるようなお話をいただいております。そのような対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

○5番（森要）

あのぜひお願いしたいと思います。そういった中に例えばこの庁舎前の駐車場なんか

もたくさんになっています。シルバーを頼むと思うのですが、どこへまた誘導するのかというようなことについてもいろいろたいへんなんですが、観光協会が休みを返上してやるということを知って、非常に安心しているわけですが、先ほどもいろんな対応がされてはおりまして、広報ひだとかそれからホームページに載せて周知をするんだということでもありますけれども、なかなか一般の方にもこういうときにはどこへ電話すればいいのかとかそういったものは広報ひだだけではできないこともあるんじゃないかと思いますが、そのへんについて市民が一目見ればわかるようなそういう情報も発信する必要があるような気がするんですが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

広報ひだの中にその問い合わせ先も記載して周知をさせていただきますし、そういったことを広報ひだに掲載しているということと同報無線等でもお知らせをしたいと思っております。

○5番（森要）

それでは、第1点の質問はこれで終わります、第2点に入りたいと思います。

第2点は、森林環境譲与税の活用についてをお伺いしたいと思います。森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度の地方税制改正により地方譲与税として措置された地方の固有財源であります。市町村が実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な財源に充てるもので、その用途を公表しなければならないとされています。飛騨市では、この主旨に沿い、さまざまな政策を立てられました。その中から、次の3点について、事業の目的、実施要領等伺います。

1つ、飛騨市産広葉樹の活用によるイメージアップ事業について伺います。

この事業は、市内のさまざまな場所での市内産材の活用、看板の制作などに対して支援をするもので、市内産広葉樹材のPR、飛騨市のイメージアップを図る目的でされます。そこで、市内産広葉樹の活用とは具体的にどのようなことをいうのか。またあらかじめ市が定めた条件に合致した看板の制作について、その条件とは、具体的にどういうことかを伺います。

2点目は、市役所応接室木質化リノベーション事業について伺います。

市は、広葉樹のまちづくりとして、広葉樹のまちづくり普及・推進事業や広葉樹資源の活用推進事業を提案されています。

今回新たな事業として、森林環境譲与税を利用して、市役所応接室木質化の事業を計上されました。この事業は、市役所本庁東側に位置する応接室を飛騨市の広葉樹活用の取り組みや、市内広葉樹で作られた木製品をPRできるショールームとしての機能も有する空間となるよう木質化、リノベーションをすることで、市民をはじめ市役所を訪れる方々

にその価値を伝えるとともに、市有施設のモデルケースとして全国に発信するものです。そこで、この事業の概要、応接室の木質化に至る背景を伺います。

3点目は、官行造林地経営権の取得事業について伺います。

官行造林地経営権の取得事業は、平成32年3月31日をもって国との「分収造林契約」が満了する市有林について、立木に係る国の分収割合を買い取ることで、当該森林における経営権を取得するものと伺っています。

分収造林契約のとおり実施すると、択伐することになります。そこで注意しなければならないことは、災害の発生、水源かん養の機能の低下、その後の植林等整備費が相当かかることとなります。

今回対象となる畦畑地区約98ヘクタールについては、水源かん養など森林の持つ多面的機能の発揮を図る目的で取得されるとのことで、適正な措置であると考えます。

そこで、この公有財産購入費に対して積算根拠はどのようにされているのか。今後契約期限がくる官行造林地の対応は、契約どおり実施し、植林や広葉樹の森を育てていく方法と今回のように経営権の取得する方法等考えられますが、その見極めについては、専門家の意見を聞いて決めることが必要と考えます。市の見解を伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

それでは、1点目の飛騨市産広葉樹の活用によるイメージアップ事業についてお答えします。飛騨市が主要施策の1つとして取り組んでいる「広葉樹のまちづくり」については、これまで薪やチップにしかなかった広葉樹が、じつはたいへん利用価値が高い資源であることを市民の皆様様に再認識してもらうことを主たる目的としております。

このため、例えば、これまで細くてチップとなっていた市内産広葉樹を上手く活用し、店舗の軒先や入り口等、多くの人の目に触れる場所に、吊るし看板や立て看板を製作する場合に、設置費用の8割、上限40万円を補助することとしました。また、不特定多数の人が訪れる店舗等において、市内産広葉樹を内装材等に使用した場合も、同様に高いPR効果が期待されることから、市有林から切り出したブナ等を用いたプレートを製作し、贈呈することとしました。

なお、市が定める条件につきましては、市内産広葉樹を使用すること。市内事業者が製作したものであることはもちろん、美しい飛騨市の景観に配慮するため、市民の皆様が長い年月をかけて培ってきたまちなみの品格をさらに高めようとするものであることが必要と考えております。いずれにしましても、今後、有識者の方のご意見を踏まえながら、具体的な条件を定めてまいりたいと考えています。

2点目の市役所応接室の木質化についてお答えをします。かねてより飛騨市が進める「広葉樹のまちづくり」を広く市内外にPRするためには、市内産広葉樹の活用事例を見

られる場所が必要との意見を市民の皆様より頂戴しておりました。

そこで市は、まず隗より始めよということで、さまざまな方が訪れる市役所応接室の内装を市内産広葉樹により木質化することとしたものです。この応接室は、市役所を訪問する皆様が、これまで細くてチップとなっていた市内産広葉樹の具体的な活用方法を知るだけでなく、市の取り組みを広くPRするショールームとしての機能も兼ね備えた場所となります。

また、事業実施の際にはプロポーザル方式を採用することにより、広く市内外から優れた事業コンセプトや空間デザインに関するアイデアを募集するとともに、市内の大工や建築士等と連携することで伝統技術の継承や次世代人材の育成にも寄与できるものと考えております。

なお、応接室の木質化に至る背景については、昨年11月5日、市内の林業、木材加工・販売等関係者で組織する「飛騨市森林配置・活用推進円卓会議」のメンバー有志が、飛騨市と「姉妹森」協定を締結した北海道中川町との交流事業に参加した結果を報告するため、市長面談を行ったことが契機となっております。

この際、中川町長室には町産材のオニグルミを使った応接机が設置されていたことが話題となり、飛騨市も市内産広葉樹を使って応接室をリノベーションしてはどうかとの話で盛り上がったことを踏まえて検討した結果、このたびの事業実施に至りました。

3点目の官行造林地の経営権取得についてお答えします。現在飛騨市内には、契約にして9件、団地にして15カ所、計412.54ヘクタールの官行造林地があり、そのうち契約期間65年となっている古川町畦畑地内の3団地97.83ヘクタールが平成31年度末に契約期間の満了を迎えます。契約満了時の選択肢としては、第一に、契約期間を延長する方法、第二に、当該立木を全て伐採・販売し収益をそれぞれの持ち分に応じて分収する方法、第三に、市が国の持ち分を買い取る方法がございます。

まず、第一の選択肢である契約期間の延長については、国が森林の公益的機能などを勘案しながら個別・適切に判断するため、特段の理由がない限り契約期間の延長は認められていません。

次に、第二の立木を全て伐採、販売する選択肢については、官行造林の売却により一時的な収益が得られます。国及び市は伐採・搬出等を行いませんので、前述の立木価格、正確には落札額になりますが、それがそのまま収益額となりますので、おおよそ1ヘクタール当たり45万8,000円の収益が見込め、市の持ち分は50パーセントであるため1ヘクタール当たりおおよそ22万9,000円、総額にしますと2,200万円程度の収入となります。しかし、林野庁の資料によれば、皆伐後、再造林を行い、再び50年生のスギを育てる場合に要する費用は1ヘクタール当たりおおよそ240万円とされております。両者を比較しますと収支は差引き217万円のマイナス、総額で2億1,000万円程度の赤字となります。

このように、木材価格が下落低迷するこのような収益状況のもとでは、皆伐後の跡地に

再度植林し、新たに向こう50年間、下刈りや除間伐といった手入れを行っていくための費用があまりに多額になること。加えて当該事業地は古川町畦畑集落および畦畑川の上流部に位置するため、大規模な森林伐採によって水源涵養機能の低下や森林土壌の流出、土砂災害の発生が危惧されることなどの理由から、この選択肢も困難であると考えられます。

最後の、第三の選択肢である官行造林地における経営権の取得については、一時的に取得費用が発生するものの、現在の状況を維持しつつ、土壌流出や土砂災害の危険を回避し、再造林と育成にかかる費用を抑え、時間をかけて今後の取り扱いを検討することができることから、最善の策であると総合的に判断をしました。

なお、公有財産購入費の根拠については、飛騨森林管理署による現地調査並びに国が定めた算定方法に基づく立木の評価が行われた結果、立木価格は4,487万6,000円と試算されたため、国の持分である50パーセント相当の2,243万8,000円を予算計上させていただいたものです。

いずれにしましても、今後、契約期間満了を迎えるそのほかの官行造林地の現況は、標高や傾斜、路網の有無、立木の生育状況などが千差万別であるため、森林組合をはじめとする市内林業関係者や地域林政アドバイザー等専門知識を有する方に必要な相談を行いながら、適宜検討し判断してまいりたいと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○5番（森要）

イメージアップについての再質問ですけれど、非常に広葉樹の活用をした看板製作というようなこともすごくいいと思いますが、条件はまだ決まっていないということをおっしゃいましたが、これはなるべく早急に決めて、そして店舗とかそれをやる方々にしっかりとそういった知らせをしなければなかなかできないと思うんですが、まずその条件を早めに決めていただきたいということと、それぞれの店舗の方々にこういったことをぜひやってほしいというPR、どのようにいつやられるのか、伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

条件につきましては、大まかな条件としまして、市内産の広葉樹を使うといったことがございます。市内の木工業者等ということで大まかな条件はあるわけですが、こまかなものにつきましては現時点ではまだ決まっていないという状況です。また早急に決めたいと思いますし、また決まり次第、広く市民の方と言いますか、市内の業者の方に周知することを考えてまいりたいと思っております。

○5番（森要）

ぜひお願いをいたします。応接室の木質化につきましては、先ほど説明がありました北海道中川町とかが来たときに非常にいいということで、これもやろうということだろう

ということで思っておりましたが、飛騨市の場合はなかなかそこまでの成熟していないまからやっていくんだという段階でなかなかちょっと本当にできるかなというようなことを心配しています。

しかし、これが契機となって新しい需要ができてくるのも必要かなということも思っておりますが、ぜひこれは大事なことだと思いますけれども、まだまだその状況でない中でやられるということで、ちょっと心配はしておりますけれども、これがひとつのイメージアップにつながっていくことについて何とか十分できるように期待をしております。

最後の再造林について先ほど説明がありまして、私も非常にあそこ畦畑については、やっぱり択伐しますと非常に災害の恐れがあったりということと水源かん養というようなことで、やっぱりいまの経営を買うということが非常にいいと思いますが、今評価のお聞きしますと4千何百万円ほどしまして、4,487万円6,000円。その半分を収益として上がるということですが、私実際は4,400万円は立木の価格ですが、実際それを伐採して出せば、4,400万円ではなくてその半額ぐらいに落ちてしまうのではないかと。そうするとその実際は2,200万円ではなくて4,400万円ではなくて、もしか出してりして本当にお金が入るのはかなり削減されるのではないかと。それを例えば森林組合に伐採を委託すればその部分、搬出するにはどうやということ、最終的にお金の入る見込みとは4,400万円ではないような気がします。ですから本当はそういった伐採とか経費を、見積もりの価格を引いた金額を対処すべきではないかと考えますが、そういったことについては官行造林というものはそういうものなのだと。そういったむこうとの折衝の余地があるのか、お伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

経営権の買い取りに関しましては、その評価額を森林管理署の現地調査の評価により決めまして、それを国の算定基準により算定するという方法がとられております。しいまして、実際に切って、その売り出した価格、そのものではないものですから、そういった買い取りの場合の方式に基づき行っているということでございます。実際の価格につきましては、実際売り出してみないとわからないですが、いつときに切って出してしまうと、その場の価格でもう決定してしまうわけですが、今後年月をかけて切っていけば、その価値のあるところから切っていくというようなこともできますので、皆伐ではなく択伐ということでむかっていくとより有利であるという考えのもとで、今回の策をとっております。以上です。

○5番（森要）

私ちょっと心配なのは、実際4,400万円も価値はありますけれども、実際伐採して出す経費とか引けば、もっと下がりますが、それを本当はその金額の割る2を買うという考え方でいいと思うのですが、その向こうとのそういう折衝の可能性はあるのか、ないのか。

どうしてもそういうものなのかということを知っていますが、どうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

お答えをします。買い取りに関しましては、今申しあげました方式での算定となります。したがって、その実際に切った場合というようなものを算定に加えるということはないということでございます。

○5番（森要）

今の説明はわかりますが、もう少しそういった実際はそんなにかからないので、向こうとの折衝ができるのかという可能性です。今後よく検討して、今森林環境譲与税を使っていますので、本当は非常に2,000万円出さないといけないところを半額で買い取りができるということでありがたいなと思っているのですが、もっとさらに本当は評価額さらに伐採予定額を引いたのをやるべきではないかと思っているので、それについてはもちろん検討して、もちろんできないものはできないではないのですが、できるものならしっかりと検討して適正に買わせていただけるように検討していただきたいと思っております。お願いします。

それでは、次に3点の質問目に入りたいと思っております。区長配布物の軽減について伺います。

昨年10月3日から9日にかけて、広報広聴特別委員会で市民と議会の語る会を開催しました。4日の古川会場において、区長配布物の印刷物が多くなっていると。イベント情報などは、広報に集約するなど善処してほしい旨の意見がありました。

これを受けて、12月議会の仲谷議員が「区長配布を減らすことができないか」との質問に対し、「今後回覧をまとめるほかの手段がないか、市役所や市役所以外の外部団体の配布物を減らしていくことも検討する」と答えられました。

現在、若干配布物が減っているとの担当者から聞いておりますが、回覧をまとめる工夫、市役所、市役所以外の外部団体と減らしていく対策や古川町の区長配布物の軽減について以下の3点について伺いをいたします。

1、区長配布規程の作成について伺いをいたします。

市民への告知においては、防災無線、広報ひだ、ポスター、区長配布、公式ホームページ等があります。防災無線、広報ひだ、ポスター等においては、その掲載基準が決められています。区長配布については、広報ひだへの掲載基準を準用されると聞いております。

区長配布時の提供される範囲は、この基準によります1に、市役所とか、市役所以外の団体の文書を扱うことが示されています。

実際の配布文書の流れを見ますと、回覧や配布文書は届け出であり、内容の確認作業は実際にはなされていないのではないかと推測します。またその文書が回覧に相当するものか、全戸配布するものなのかの基準がなく、市役所、市役所以外の団体の意思で

決められているのが実情であります。

区長さんの負担軽減のためにも、全戸配布と回覧の基準などを含めた配布規程をつくるべきと考えますが市の見解を伺います。

2点としまして、イベント情報の集約化について伺います。

前述の市民の意見として、イベント情報などは、広報ひだに集約するなど善処してほしいと述べられました。広報ひだは、月1回のため、広報ひだに掲載するには限界があると考えております。

そこで、私は、区長配布時に、イベント情報チラシとして集約した印刷物を配布することを提案いたします。期日と、場所、イベント内容など、コンパクトにまとめた情報をA4サイズの表裏に8分割した情報チラシなら、今まで、8枚かかるものが、1枚で済むこととなります。取りまとめは、どこの部署が担当するのかなどは、検討しなければなりません、区長の作業軽減のための方策ではないかと考えます。市の見解を伺います

3番目としまして、配布物の仕分け作業の軽減について伺います。

全戸配布、回覧物の仕分け作業は、古川町では、区長さんがされております。たいへんな労力です。一方、神岡町、河合町、宮川町では、仕分け作業は市で行われています。

古川町では、行政区が44で、配布箇所は区長宛で、56カ所に振り分けて公益社団法人飛騨市シルバー人材センターにて送付されています。神岡町では、行政区が27で、配布箇所は、町内宛で192カ所に振り分けて、これも公益社団法人飛騨市シルバー人材センターとヤマト運輸株式会社で送付されております。河合町は、行政区が13カ所で、34カ所に振り分けて職員と郵便で送付され、宮川町においては、行政区が24で、24カ所に振り分けて職員と郵送で送付されています。このように古川町においては、一旦区長に送付されてきたのを、各班ごとに振り分ける作業が発生し、各班へまた区長が届けるようになっておりたいへんな負担となっております。

このような状態をどのように受け止められているか、古川町の区長さんの仕分け作業の軽減を図る方策を検討する必要があると考えております。市の見解を伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

区長配布物の軽減について1点目と3点目についてお答えいたします。

はじめに1点目の区長配布規定の作成についてお答えいたします。まず、配布物の内容確認につきましては、外部団体の配布物については定期的に配布する団体がほとんどであり、内容が区長配布にそぐわないことはほとんどありません。これまで配布したことのない団体が配布する場合は、配布方法等について事前に相談があるため、内容の確認も事前に確認することができております。

区長配布につきましては、古川町区長会及び先般の12月議会での一般質問において

区長配布が多いとのご指摘を受け、市役所及び市役所関係団体等からの配布物については、各部を通じて原則回覧によって配布していただくようお願いをしております。

ただし、全戸配布として準備を進めてきたものについては、急遽回覧ということができない場合もありますので、1年程度時間をかけて原則回覧を浸透していきたいと考えております。

区長配布の規程につきましては、原則回覧が浸透していくことで、今後全戸配布が減少すると見込まれることから、従来どおり広報ひだへの掲載基準を準用し、運用をしていきたいと考えております。

次に3点目のご質問、配布物の仕分け作業の軽減についてお答えいたします。

はじめに現状を申し上げます。古川町は一部を除き区の階層の枚数に仕分けをして区長宅に配布、河合町は区の次の階層である組の枚数に仕分けして区長宅に配布、宮川町は区の階層の枚数に仕分けして区長宅に配布、神岡町は区ではなく町内会の階層の枚数に仕分けして、区長宛ではなく町内会宛に配布しております。

これまでの4町の歴史の中で、このような配布方法が確立されてきており、区を構成する件数もそれぞれで一人当たりが配布する枚数も異なる状況にあります。

議員ご指摘のとおり、古川町につきましては、区の次の階層まで仕分けがされているのは4区のみで、古川町の区長の皆様方には、古川町以外の区長の皆様と比較すると負担をお掛けしていることとなります。

一方で、一部の区長さんからは、区長配布をこのまま減らさず、情報発信をしていくべきではないかとの意見もあり、従来の情報量を望まれる方もいるのも事実であります。

こうしたことも踏まえ、今後、配布物の仕分けについては、外部委託も含め、市からの情報伝達のあり方全体の中で検討を行ってまいりたいと考えます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

私からは2点目のイベント情報の集約化についてお答えをさせていただきます。

イベント情報の集約化については、情報の内容により、集約するタイミングがあること、集約したことにより、それぞれのイベントの注目度が薄まるのではないかとそういったようなことが課題としてありますが、1つの方法としては有効ではないかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

また、現在の情報伝達手段としましては、区長配布以外に、広報ひだ、市の公式ホームページ、防災無線、ケーブルテレビ、Facebook、LINE@、Instagram、Twitterがございます。

それぞれのツールによって特性がありまして、利用される年代なども異なるというこ

ともありますので、基本的にはさまざまな手段でお知らせをすることによって、広く皆様に情報を伝えることができるというふうに考えてございます。それぞれの手段の特性を考えながら、お知らせしたい情報によっては手段を選択し、よりよい広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○5番（森要）

それぞれ前向きな検討をいただきました。原則回覧になるべくしていく。その状況を見て規定まではつくる必要がないということですが、私はやはり規定はしっかりつくっておいたほうがいいのではないかと。やっぱりこういうものについては回覧、これについては全戸配布というようなことについてはある程度はそういうのをつくっておいたほうがいいと思います。なかなか原則回覧といってもなかなか進んでいかないのではないかとと思いますが、1年間みているということなので、私も注視しておりますが、何とかそういった実態差はないようなものでやっていくより、実際に区長配布するにはこういうふうな規定なんだという規定はしっかりつくるべきだろうと私は思っておりますので、再度検討していただきたいなと思います。

外部委託も区長さんの軽減ということですが、非常にたいへんですよね。いまの神岡町については、町内会へ出すということで、192カ所に棚がたくさんありまして、それを入れたのを市の職員が発送できるようにやわっていくということで非常に公益社団法人飛騨市シルバー人材センターとヤマト運輸株式会社に非常にお金が多くかかっていると思います。区長配布の回覧とかかなりお金がかかっていると思いますが、それを外部委託して、さらにもっていってもらうというのは、お金がかかるので、私はこのいまの方法が悪いと言っているのではなくて、何とかその区長さんの軽減を図るためのもっと真剣に考える必要があるのではないかなというようなことで、神岡町のそういった配布についての郵送料と送料については、かなりかかるとは思います。把握してみえたらどの程度なのか、教えていただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

すいません、手元に金額、持ち合わせておりません。

○5番（森要）

かなり相当かかっているのではないかとと思いますが、そのへんはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

森議員、ちょっと数字的なことは。

○5番（森要）

わかりました。先ほど神岡町192カ所、古川町でもいえば314カ所の祭壇をつくらなければならないということで、それは非常に無理な話だと思いますよね。各区長さんに

対しては、神岡、それから河合・宮川さんにはこういった労力はやっていないのですが、古川町の区長さんの中にはやっていいよという方もありますけど、こういった負担が生じているということについて、歳費もお金も各区長さん、全部一緒ですが、古川町の区長には非常にこういった余分な仕事をしてもらっているということに対して、市長さんはどのように考えてみえますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この区の制度というのは、歴史がありまして、それこそ江戸時代の市中総代からの流れですから、その市内の地区によって違いがあるのは、これは歴史の必然だろうと思ってるんですね。あとは、それを要するにそれを甘受していくのか、より軽減していくのかという方向をどうとるのかという話ですから、古川町の区長さんだけが負担が大きいのをどうするかと考えるのではなくて、これをよしとするのか、軽減していくのか。他方で、先ほど答弁にもありましたけれど、中には区長さんから区長会の後にですね、私も直接聞きましたけれども、「いや、減らす必要はないのではないかと」「むしろちゃんと情報発信したほうがいい」という声があるのも事実ですし、ですから多面的に考えてそのバランスですね、費用がかかるとすれば、あるいはほかの人の労力がかかるとすれば、それと得られる情報量なりとのバランス、そういったことの議論をしながら検討をしていくんだらうなというふうに思います。

○5番（森要）

区長配布の情報も非常にチラシなんかももったいないようなチラシもこんなの出して本当にいいのかというようなこともあります。そしてやっぱり実際に本当にこれは皆さんに知ってもらわなければならないのかということを見ていくときにしっかりと中を見ながらどれだけでも軽減するというようなことをその意味でも規定はつくるべきだと思っています。ぜひ区長の軽減のため、そしてどんな方法が一番いいのか。前向きにまた検討していただければと思っています。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後3時54分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

高原邦子

飛騨市議会議員（2番）

井端浩二

飛騨市議会議員（3番）

澤史朗